

第10章 新地方公会計制度におけるPFI会計の現状と課題

齋藤 真哉（横浜国立大学）

石津 寿恵（明治大学）

遠藤 尚秀（福知山公立大学）

尾上 選哉（大原大学院大学）

佐藤 亨（日本生産性本部）

1 問題の所在

地方自治体の行財政を効率的に行うために、様々な手法が採られてきた。たとえば、特定の歳入と歳出を独立させて、特別会計を設けたり、特定の行政を担う組織として独立地方行政法人を設立したりすることが考えられる。場合によっては、そうした独立した会計単位（会計区分）ごとに独立採算制を導入することもありえる。また特定の行政サービスを民間企業にアウトソーシングする手法も採用されている。指定管理業者を定めて、公共施設の管理を委ねることも、その1つである。さらに、そうしたアウトソーシングを進めて、公共施設等の建設、維持管理、運営等について、民間の資金や経営上のノウハウ、技術的能力を一層活用して、公共サービスの提供を行う手法ないしは仕組みを用いることも考えられる。行政側と民間の企業等が連携して公共サービスの提供を行う様々な手法ないしは仕組みは、官民パートナーシップ（Public Private Partnership：PPP）と総称されている。その代表的な手法として、民間資金等活用事業（Private Finance Initiative：PFI）が挙げられる。

PFIにおいては、公共側が最低限の要求水準を定めて、それ以外については民間のPFI事業者自身が企画し、公共施設等の設計や建設、維持管理、運営等について一括して発注が行われる点で、従来の個別の公共サービスの提供に係るアウトソーシングとは異なる。またPFIにおいては、多くの場合、民間のPFI事業者がその事業に係る資金をプロジェクト・ファイナンス¹により調達が行われるなど、その事業に係るリスクの負担についても従来の個別のアウトソーシングとの相違が観られる。PFIについて、公共施設等の建築及び建築コスト、維持費や運営費が、民間のPFI事業者の責任となることに、その特徴を見出すこともできるであろう（Jones et.al（2000）p.113）。

日本においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（1999（平成11）年7月30日、最終改正2016（平成28）年5月27日）（通称、PFI法）が制定されている。このPFI法は、その第1条において「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進

を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としていることが規定されている。ここにいう公共施設等とは、道路や鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、庁舎、教育文化施設、社会福祉施設、情報通信施設、観光施設、船舶、人工衛星など、幅広い公共施設等を指す（PFI法、第2条）。したがって、PFIは、社会的インフラの整備に大きく関わっている事業であり、行財政の効率化を図るために民間の資金や経営ノウハウ等を利用して、官民連携のもと、実施される。その目的は、公共サービスの提供に関わるコストの削減ないしは同じコストでより質の高い公共サービスを提供すること、換言するならばアウトカムがより高いレベルで達成されることにある。

このPFIについては、国及び地方の財政の状況に鑑み、財政の効率性を高めることが求められているとの認識に立って、2012（平成24）年3月27日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（2013年9月20日及び2015年12月18日変更）が閣議決定され、PFIの適用の拡大が期待されてきた。そして2016（平成28）年5月18日に「PPP/PFI推進アクションプラン」が内閣府の民間資金等活用事業推進会議より公表され、そのなかで地方自治体についても具体的取組として「全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、優先的検討規定を策定する。（平成28年度末まで）」（p.8）とされ、国のみならず一定規模の地方自治体もPFIに積極的に取り組んでいくことが要請された。なお、ここにいう「優先的検討規定」とは、2015（平成27）年12月15日に民間資金等活用事業推進会議より公表された「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」のなかで用いられている用語であり、「多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備などを行う従来型手法に優先して検討すること」（優先的検討）のための手続き及び基準等を指している（p.1）。そして2016（平成28）年6月2日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針～60兆円経済への道筋～」において、2013年度から2022年度までの10年間で、PPP/PFIについて、21兆円の事業規模目標の確実な達成に向けて、進捗状況等の「見える化」を図ることが示された（p.39）。

このように地方自治体の行財政の一層の効率化を図るために、日本においてもPFIの手法による公共サービスの提供の拡大・拡充が目指されている。しかしPFIを推進するためには、従来型よりもPFIの方がコスト減ないしはサービス向上につながるということが明示的である必要があるため、公共施設及びそれに付帯する諸設備等について事前に把握されていることが求められる。こうした要

請は、地方自治体が企業会計の領域において培われてきた発生主義の思考を援用した財務情報を作成しようとする場合に、固定資産台帳を整備することの重要性を一層高めることになると考えられる。

また公会計の領域において、発生主義の思考が議論されてきたのは、主として費用に関する事項であった。具体的には、減価償却や引当金の設定などである。しかし PFI、特に運営権対価を受け取る場合には、発生主義の思考は収益にも影響をもたらすものと考えられる。

そこで、以下においては、新地方公会計制度が全国的に整備されること、特に固定資産台帳が整備されることが、PFI の適用範囲の拡大や拡充、PFI のより透明性ある評価等に寄与する、すなわちより一層効率的な地方行財政が達成されるとの期待のもと、PFI 会計を巡る現状と課題を明らかにしたい。そのために、まず PFI の法的根拠及び意義や形態等を明らかにし、PFI を適用するか否かの判断等において重要なメルクマールとなる VFM (Value For Money) を取り上げて検討を行う。そして現在、日本において実施されている PFI の具体的な事例をその分野ごとに整理をして、それぞれの分野における PFI の問題点や課題を抽出することとする。その上で、その会計上課題を有すると考えられる運営権対価を受け取る方式（コンセッション方式）の場合に注目して、その会計処理を検討することとする。なお、固定資産台帳の整備が、いかに PFI の促進に寄与するのかについては、今般実施したアンケート調査の分析を待つことにしたい。

2 PFI をめぐる現状

2.1 法的根拠

(1) PFI の概要

PFI とは、「公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法」(内閣府民間資金等活用事業推進室(2016)p.1)である。わが国の厳しい財政状況下にあつて、必要な社会資本整備・更新を行うには、民間の資金や創意工夫を最大限活用する必要がある。このため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI 法)(1999 年法律第 117 号)に基づいて PFI 事業が実施されるようになった。同法の目的、対象事業主体、対象施設、PFI による事業の実施プロセス等は図表 1 のとおりである。

図表 10-1 PFI 法の目的、対象事業主体、対象施設、PFI による事業の実施プロセス

<p>目的</p>	<p>民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(第 1 条)</p>
<p>公共施設等の管理者等(対象事業主体)</p>	<p>各省庁の長、地方公共団体の長、独立行政法人、特殊法人その他の公共法人(第 2 条)</p>
<p>公共施設等(対象施設)</p>	<p>公共施設、公用施設、賃貸住宅及び公益的施設、情報通信施設、熱供給施設、研究施設、船舶、航空機、人工衛星等(第 2 条)</p>
<p>事業の実施プロセス等</p>	<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD S1[ステップ 1.事業の提案(民間事業者からの提案を含む)] --> S2[ステップ 2.実施方針の策定・公表(第 5 条)] S2 --> S3[ステップ 3.特定事業の選定(第 7 条)] S3 --> S4[ステップ 4.民間事業者の選定(第 8 条)] S4 --> S5[ステップ 5.事業契約等の締結等] S5 --> S6[ステップ 6.選定事業の実施(第 14 条)] S6 --> S7[ステップ 7.事業の終了] </pre> </div> <p>(注)特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で民間機関により効率的・効果的に実施される事業(第 7 条 2 項)</p>

(出典)内閣府(2007)pp.3-4、内閣府民間資金等活用事業推進室(2016)p.2 を参考に筆者作成。

これまで、公共施設の整備における民間への委託は、分割委託、仕様発注、及び単年度契約が原則となっていた。このため、施設の所有権・事業主体は公共側にあり、民間事業者側には、事業プロセスの一部の作業のみが委託されていた。これに対して PFI では、包括委託、性能発注、複数年度契約が原則となっており、施設の所有権・事業主体も民間事業者側とする事業形態が可能となっている(事業形態については本節 2.2 参照)。これは、公共側が、民間から質の高い公共サービスを調達(購入)するという考えに基づくものである(厚生労働省健康局水道課(2014)p.3)。なお、公共サービスを調達する際には、VFM (Value For Money) という考え方が用いられる。VFM とは、「一般に「支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方」(内閣府(2008)p.2)である(VFM については本節 2.4 参照)。

2011 年の PFI 法改正においては、「民間事業者の提案制度の導入」(第 6 条)や、「公共施設等運営権の導入」(コンセッション方式の導入)(第 16 条)といった大きな改正が行われた²。民間事業者の提案制度とは、全国の地方自治体のうち約 1 割程度しか PFI 事業を実施していないなど、必ずしも民間の参入意欲が高いとは言えない状況を勘案し、民間事業者の側から行政に対して PFI 事業を提案できるとする制度で、民間事業者の参入を促進しようとするものである(内閣府民間資金等活用事業推進室(2011)p.33)。当該民間事業者は、特定事業の案(PFI 事業の概要等を記載)、特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類(PFI を活用することによる効果・効率性を記載)及び、その他内閣府令で定める書類を提出することとされている(第 6 条)。

また、公共施設等運営権(第 2 条 6 項,同 7 項,第 16 条)は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、当該施設の運営を行う権利を民間事業者に設定するものである。これにより、利用料金の決定等を含め、民間事業者による自由度の高い事業運営が可能となる。民間事業者の創意工夫が活かされるため、既存インフラの価値が高まり、利用促進が図られることにより、公共施設等の管理者等、民間事業者、利用者の三者にとってそれぞれ有益なものと考えられる³。

さらに、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の円滑化等が図られることが期待される(内閣府(2013)p.6)。

(2) 基本方針とガイドライン

PFI 事業の基本的な方針については、PFI 法第 4 条の規定に基づいて「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」(閣議決定)が定められており⁴、そこにおいて

は、特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、民間事業者の責任の明確化等といった事業の適正かつ確実な実施の確保、公共施設等運営権、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援、その他事業の実施に関する基本的な事項等が定められている。

さらに、PFI法に基づく適切な事業実施のために、内閣府は民間資金等活用事業推進委員会を設置し、これまで2001年に「PFI事業実施プロセスに関するガイドラン」(2007年改定)、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」及び「VMF(Value for Money)に関するガイドラン」(2008年改定)(以下、VFMガイドラインという)、2003年に「契約に関するガイドライン」と「モニタリングに関するガイドライン」を、また2013年に「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラン」を公表している。これらは、基本的に国がPFI事業を実施する上で実務上の一つの指針として示されたものであるが、国以外のものが実施するPFI事業においても参考になりえるものとされている(内閣府(2007)p.2)。なお、各地方自治体においても、これらのガイドランを骨格として独自のガイドラインやマニュアル等を整備・公表している。

2.2 PFIの形態

PFIの事業形態は、以下のように(1)事業類型による分類(事業費の回収方法による分類)、(2)施設の所有形態別類型、及び(3)「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に基づくPPP/PFIの事業類型がある(内閣府(2014)pp. 43-45)⁵。(3)はPPP(Public Private Partnership, 官民連携、公民連携)を含めた分類でありPFIより対象が広い。

(1) 事業類型

PFIの事業類型には、サービス購入型、いわゆる独立採算型⁶、混合型がある。これらの事業類型は、官民の係わり方や選定事業者の収入の源泉等の違いに基づいて分類される。

① サービス購入型

選定事業者は⁷、対象施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、公共側は選定事業者が受益者に提供する公共サービスに応じた対価(サービス購入料)を支払う。選定事業者のコストが公共側から支払われるサービス購入料により全額回収される類型である。

【事業例】庁舎整備。選定事業者は、庁舎整備等の費用を公共団体からのサービス購入量で回収。

② いわゆる独立採算型

選定事業者が自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行い、そのコストが利用料金収入等といった受益者からの支払いにより回収される類型をいう。この場合、公共側からのサービス購入料の支払いは生じない。ただし、公共側により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われる場合もある。

【事業例】航空旅客ターミナルビル。選定事業者は、ターミナルビル整備等の費用を、航空旅客からの空港使用料等で回収。

③ 混合型

選定事業者のコストが、公共側から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の受益者からの支払いの双方により回収される類型をいう。いわば「サービス購入型」といった「いわゆる独立採算型」の複合型である。

【事業例】体育館。施設の改修費は公共団体が支払、運営費については利用者の施設利用料のほか、公共団体が支払。

(2) 施設の所有形態別類型

事業期間中の施設の所有権や事業内容等によって、PFIの施設の所有形態別の類型は、BTO方式、BOT方式、BOO方式等に分類される。

① BTO方式

BTO方式とは、「Build-Transfer-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共側に施設所有権を移転後、公共側の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式である。

② BOT方式

BOT方式とは、「Build-Operate-Transfer方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共側に施設所有権を移転する事業方式である。

③ BOO方式

BOO方式とは、「Build-Own-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行う点ではBOT方式と同じだが、事業期間終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する点異なる。

これらのほか、既存施設の改修等に係る手法として、RO方式（「Rehabilitate-Operate方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式）や、RTO方式（「Rehabilitate-

Transfer-Operate 方式」の略で、選定事業者が対象施設を改修し、完工直後に公共施設の改修部分の所有権を移転後、公共側の所有となった施設の維持管理及び運営を行う事業方式)などがある。

	設計・建設	運営・維持 管理	事業終了
BTO	民間	公共	公共
			↳ 所有権は公に移転
BOT	民間	民間	公共
			↳ 所有権は公に移転
B00	民間	民間	↳ 解体・撤去

(出典)杉本幸孝監修(2012)p.31を参考に筆者作成。

(3) PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに基づく PPP/PFI の事業類型

民間資金等活用事業推進会議(会長:内閣総理大臣)において、2013年に「新たなビジネス機会を拡大するとともに、公的負担の抑制を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営に PPP/PFI を活用することが必要である」との認識のもと、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」が決定された。2016年に行われた同アクションプランの改定において、PPP/PFI の事業は以下の4類型とされている(内閣府(2016)p.7)。

類型Ⅰ 公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業(コンセッション事業)

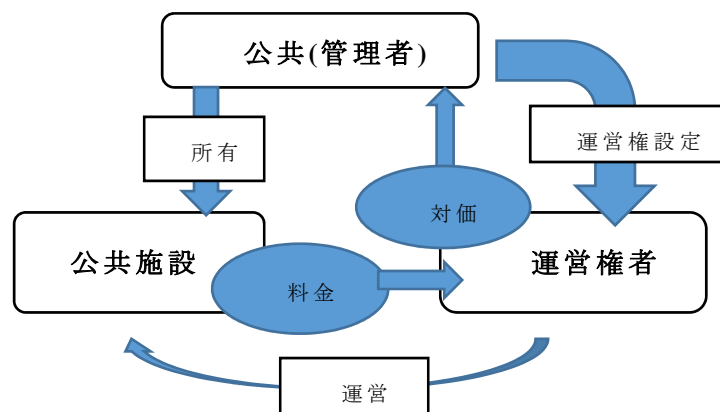
類型Ⅱ 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI 事業(収益型事業)

類型Ⅲ 公的不動産の有効活用を図る PPP 事業(公的不動産利活用事業)

類型Ⅳ その他の PPP/PFI 事業(サービス購入型 PFI 事業、包括的民間委託)

この中で、「とりわけ民間の経済原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要である」とされ、PPP/PFI の事業目標規模 21 兆円(2013年度から 2022年度の10年間)のうちコンセッション方式は7兆円が目標とされた。同プランに基づく事業類型は PPP を枠組みとしているため、先に述べた PFI の事業形態(1)(2)と必ずしも対応していない。

図表 10-2 類型 I コンセッション事業のスキーム



(出典) 内閣府民間資金等活用事業推進室(2016)p.7 より筆者作成

2.3 地方公共団体での活用状況

(1) 事業主体別、管理者別、分類別状況

実施方針公表済みの PFI 事業数は年々増加しており、2015 年度末には 527 事業(前年度末 38 件増)、契約金額(累計)は 4 兆 8,965 万円に達している。これを事業主体別に見ると地方が 413 事業(78.3%)を占めている(内閣府民間資金等活用事業推進室(2016)pp.3-4)。ただし、管理者別に見ると、PFI 手法を導入しているのは地方公共団体の 10%にとどまる。その内訳をみる、政令指定都市では 85%が導入しているのに対して、市区町村については未導入が 92%に及んでいる(2013/3/31 現在)(内閣府(2014)p.32)。

PFI の実施個所を都道府県別に見ると、最も多いのが東京都 57 件(内地方公共団体 24 件)、次いで大阪府 40 件(同 30 件)、神奈川県 35 件(同 33 件)、愛知県 34 件(同 30 件)、埼玉県 33 件(同 31 件)と大都市圏が多くなっている。一方、PFI 事業を実施していないのは和歌山県、鳥取県、高知県の 3 県である(2016 年 3 月 31 日現在)(内閣府民間資金等活用事業推進室(2016)p.5)。

また、内閣府が公表している 8 分野別(図表 3 の分野)に見ると「教育と文化」が 182 事業 (34.5%) と最も多く、次いで「健康と環境」が 89 事業 (16.8%) となっている(図表 3)(内閣府民間資金等活用事業推進室(2016)pp.3-4)。

図表 10-3 事業分野別事業数 (累計)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	2	143	37	182
生活と福祉(福祉施設等)	0	22	0	22
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	86	3	89
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	10	76	1	87
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	9	15	0	24
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	41	12	4	57
その他(複合施設等)	7	45	0	52
合計	69	413	45	527

(注 1)サービス期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注 2)2016年3月31日現在の数値。

(出典)内閣府民間資金等活用事業促進室(2016b)p.4。

(2) 事業形態別状況

PFI導入事業の事業形態を、先の形態別に見ると、まず、事業類型別分類では「サービス購入型」が307事業(73%)と最も多く、次いで「混合型」が90事業(22%)であり、「いわゆる独立採算型」は21事業(5%)と最も少なくなっている。また、所有形態別分類ではBTO方式が303事業(72%)と最も多く、次いでBOT方式が53事業(13%)となっている(2013/3/31現在)(内閣府(2014)pp.36-37)。

事業形態と事業分野との関係を見ると、「教育と文化」、「産業」、「あんしん」、「庁舎と宿舎」の分野でBTO方式が多く、「生活と福祉」、「健康と環境」、「まちづくり」の分野ではBOT方式やBOO方式といった事業期間中の施設の所有権が選定事業者に帰属する事業の割合が高い(内閣府(2014)p.37)。

(3) 事業期間

総務省の「地方公共団体におけるPFI実施状況調査報告書」によれば(2010年、回答事業数375)、事業期間は15~20年が最も多く39.8%、次いで20~25

年となっている(p.22)。事業期間を決めた理由は「施設の耐用年数から」が 34.7%で最も多く、次いで「年間許容支払額から」が 12.1%となっている(p.24)。SPCを指定管理者とする場合の SPC の管理期間と事業期間を比較すると、期間が同じ事業は 27.5%に過ぎず、SPC の指定管理期間が事業期間より短い場合が 70.6%となっている。なお、指定管理期間の平均は 16.7 年である(p.28)。

2.4 VFM

(1) VFM の概要

ここでは、「VFM ガイドライン」に基づいて、VFM の概要について述べる。

①VFM とは

公共施設等の整備等に関する事業を PFI 事業として実施するかどうかについては、PFI 事業として実施することにより、当該事業を公共が行う場合よりも効率的かつ効果的に実施できるかどうかを基準にして決める。同一の目的を有する二つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を、他に対し「VFM(Value For Money) がある」といい、残りの一方を他に対し「VFM がない」という。VFM とは、一般に「支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である(内閣府(2008)p.2)。

VFM 評価は、公共自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値 (PSC : Public Sector Comparator) と PFI 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値 (PFI-LCC : Life Cycle Cost) の比較によって行われる(内閣府(2014)p.15)。PFI-LCC が PSC を下回れば PFI 事業の側に VFM があり、上回れば VFM がないということになる(内閣府(2008)p.2)。

②VFM 評価を行う時点

VFM 評価は、特定事業の選定時点(図表 1 のステップ 3 段階)で必ず行わなければならない。また、事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階でも検討し改善を図るべきものであるとともに、導入可能性調査を実施する段階でも行うことが必要である。さらに、事業者選定時点(図表 10-1 のステップ 4 段階)においても、選定する民間事業者の事業計画について VFM があることを確認するとともに、前提条件等のレビューを通じて考え方の適切さを検証することが適切であるとされている(内閣府(2008)p.4)。

③PSC と PFI-LCC の算定前提条件・算定方法

【PSC の算定前提条件と算定方法】

PSC は、対象事業を実施する時点で採用すると考えられる事業形態(事業の一部を民間委託するのであればその事業形態)を想定して計算する。なお、事業形態に応じて、企業会計の手法を採り入れて、可能な範囲で PSC の精度を確保することが望ましい(p.5)。

算定方法としては、設計、建設、維持管理、運営の段階ごとに経費を積み上げ(原則として発生主義)、適切な調整を行い⁸、これにより得られた各年度の公的財政負担となる事業費用の額を現在価値に換算してその総額を求める。なお、各段階のリスク等は定量化して算入する(p.5)。

【PFI-LCC の算定前提条件と算定方法】

PFI-LCC は、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営の各段階をすべて一元的に推進する事業を想定して計算する。特定事業選定段階では、原則として公共側が本来必要とする施設(事業)のみを想定する。なお、民間事業者の選定段階では、民間事業者の事業計画に基づき、付帯的施設(事業)も含めた全体事業から、本来の公共施設に相当する部分を取り出して算定する。

算定方法としては、設計、建設、維持管理、運営の段階ごとの費用を推定し、積み上げて、その上で公共施設等の管理者等が事業期間全体を通じて負担する費用を求め(民間事業者が求める適正な利益、配当を織り込む)、適切な調整を行い⁹、想定された各年度の公的財政負担となる事業費用の額を現在価値に換算してその総額を求める。

VFM の算出は、PSC と PFI-LCC の差額、VFM 率は、 $(PSC - PFI-LCC) / PSC \times 100$ によって計算する(内閣府民間資金等活用事業推進室(2005)Q13)。

④ 評価結果の公表

PFI 法第 11 条では、特定事業の選定及び民間事業者の選定に当たっては客観的な評価を行い、その結果を公表しなければならないとされている。これを受けて「VFM ガイドライン」では、管理者等(公共側)は、原則として特定事業選定の際に、公共側が算定した PSC 及び PFI-LCC を公表することとしている。これは、事業実施に関する意思決定プロセスの透明性・客観性を確保し、国民(納税者)への説明責任を果たすとともに、入札に当たって民間事業者が、管理者(公共側)の要求水準を的確に理解することを可能にする等のためである(pp.12-13)。

公表する事項としては、1、PSC と PFI-LCC と VFM の値(現在価値ベース、VFM の金額と割合)、2、VFM の前提条件(割引率、物価上昇率、リスク調整額)、3、事業費などの算出方法(利用料収入、施設整備業務、運営業務、維持管理業

務、資金調達等)である。ただし、公表によって、その後の入札における正当な競争が阻害されるおそれがある場合には、PSC と PFI-LCC の差又は比により VFM の程度のみを示すこととしても差し支えないとされている。その場合にも、事業者選定後には上記事項について公表すべきとされている(pp.11-12)。

さらに、管理者等は、選定する民間事業者の事業計画に基づく VFM について公表することとされており、その際には VFM の評価方法を含めて公表することが適当だとされている(p.13)。

(2) VFM の把握の現状と PFI 事業によるコスト削減要因

① VFM の把握の現状

総務省の「地方公共団体における PFI 実施状況調査報告書」によれば、事業推進の段階別における VFM の把握状況は、可能性段階で 57.1%、特定事業選定段階では 46.9%、事業者選定段階では 42.4%であり、事業実施後のモニタリング段階では 6.9%にとどまっている。図表 4 は、各段階における VFM の平均値を示している。事業者選定段階(図表 10-1 のステップ 4 の段階)が最大で、特定事業選定段階(図表 10-1 のステップ 3 の段階)の倍近くとなっている。しかしながら、モニタリング段階では 16.6%と若干下落している(pp.44-45)。

図表 10-4 各段階における VFM の平均値

事業推進の段階	可能性段階	特定事業選定段階	事業者選定段階	モニタリング段階
VFM 率	8.7%	10.0%	19.9%	16.6%

(出所)総務省地域力創造グループ地域振興室(2011)p.45 より筆者作成。

② PFI 事業によるコスト削減要因

図表 10-4 から、とりわけ事業者選定段階では大きな VFM が生じていることが分かる。PFI 事業によるコスト削減要因としては、ア)一括発注、イ)性能発注、ウ)民間のコスト削減ノウハウ、エ)最適なリスク管理が挙げられる¹⁰。

ア)一括発注

施設的设计費、建設費及び運営費・維持管理費等について、公共事業では委託業務・請負工事を別々に発注するが、PFI 事業では、民間事業者がこれらを一括して計画・実施するため、発注費や人件費といった重複コストの削減が見込まれる。また、維持管理・運営段階における省力化やコスト低減に配慮した設計・施工が実施されることによって人件費や光熱水費等の LCC の低減が見込まれる。

イ)性能発注

公共事業では、公共が仕様を定めて発注する仕様発注が行われることが多いが、PFI 事業では性能発注がほとんどであるため、民間事業者の創意工夫が働くことになる。このため、過剰仕様等の無駄の排除や資材調達における効率化等によるコスト削減が期待される。

ウ)民間のコスト削減ノウハウ

公共施設のランニング費用は、単年度の予算管理であるため、事業者の毎期の費用に関する削減インセンティブが働きづらいが、PFI 事業により、中長期的な視点による管理が行われること、維持管理等において業績と連動した契約とすること等により費用削減のインセンティブが働くと考えられる。

エ)最適なリスク管理

事業を進めていく上では、需要の変動、物価や金利変動等の経済状況の変化、事故、計画の変更、天災等様々な予測できない事態により損失等が発生するおそれ（リスク）がある。PFI 事業では、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担することを契約で明らかにして、事業全体のリスク管理を効率的に行うため事業コストの削減が可能となる。

(3) VFM の課題

①VFM 算定にかかわる課題

PFI 法が施行された 1999 年度から 2013 年度までで、事業者決定等により公共負担が決定したものの事業規模は 4 兆 3,180 億円、VFM は 8,183 億円とされており(橋本(2015)pp.44-45)、コスト削減に一定の効果を上げている。しかしながら、コスト削減率やその設定根拠の明示(p.4)及び割引率の設定方法の妥当性については必ずしも明確とはいえない(総務省(2006)pp.4-6)。

先の総務省調査結果においても、事業選定時と事業者選定時においては VFM に大きな開きがあった¹¹。事業者選定時の VFM 算定においては、民間事業者に上記(2)②に述べたようなコスト削減要因が働くため大きな VFM が生じると考えられるが、その具体的な内容は必ずしも明確とは言えない。また、事業選定時の PFI-LCC の算定に当たっては、事業者の創意工夫が期待できるとして公共側が行う場合の費用に一定のコスト削減率を乗じて行っており、そのコスト削減率の設定根拠が示されていない場合が 79.6%にも及んでいる(総務省(2006)p.4)¹²。事業選定時と事業者選定時における VFM 算定の精緻化と透明性が求められる。

また、PFI-LCC を現在価値に算定するための割引率についても、適用した割引率の設定根拠を示している事業は 1.4%に過ぎない(総務省(2006)p.6)。基本的

には適切なリスク調整を行ったうえでリスクフリーレートを用いることが適当であるが、国土交通省所管事業では「社会資本整備に係る費用対効果分析に関する統一的運用指針」に基づき 4.0%としている事例が多く、財務省所管事業では 1.数%が用いられている(杉本(2012)p.58)。割引率によって VFM は大きく変化するため、実態に即したより利用性が高い割引率の検討や、その根拠の明確化が必要である。

施設整備業務の比重が大きい事業や維持管理・運營業務の内容が定型的な事業については、過去の実績を用いるなどして VFM 算定のために過大な労力をかけ過ぎない配慮が必要である(内閣府(2007)p.17)。しかし、PFI 法第 12 条では、一定の事業契約の締結に当たっては、あらかじめ議会の議決を要することとされており、選定時の VFM 評価は意思決定のための重要な情報であるため、その算定方法の精緻化及び算定根拠の明確化が求められる。

②VFM に関する情報公開に関する課題

上記(1)④で述べたように、PFI 法第 11 条では、特定事業の選定及び民間事業者の選定に当たって VFM 評価結果の公開が求められている。しかしながら、プロセスガイドラインで「正当な競争が阻害される場合」について一定の留保が認められているため、民間事業者選定時の VFM の公表は対象事業の 29.1%に過ぎない。このため、PFI を採用したことによる VFM は不明確となっており、PFI 採用の妥当性や事業を効率的かつ効果的に実施できるかどうかを第三者が検証できるものとなっていない(総務省(2006)p.10)。事後的でも、VFM に関する情報公開を促進していく必要がある。

③モニタリングの実施に関する課題

モニタリングとは、事業実施後において、公共サービスが適切かつ確実に行われていること等を公共側が確認する重要な手段である(基本方針三 2(3))。その方法として、公共による立ち入り検査等の事実確認や選定事業者に対する財務状況の確認が必要とされている(総務省(2006)p.20)。モニタリングを月 1 回以上行っている事業が 58.3%に上っている反面(総務省地域力創造グループ地域振興室(2011)p.50)、民間事業者の過大な需要予測や経営悪化に適切に対応しなかったため事業中断に至った場合などモニタリングが十分行われていない状況も見られる(総務省(2006)p.20)。なお、特定事業契約の相手方を民間事業者が設立する SPC(Special Purpose Company、特定目的会社)とすることが多いが、そもそも SPC を設立する目的として当該会社に発生するリスクを設立母体である事業者が負うことを回避することが挙げられる(橋本(2015)pp.46-47)。そうであれ

ば、そのようなリスクは公共側が負わざるを得ないことにも留意する必要がある。PFI事業の破たん事例も生じており、PFI事業が当初の期待通りの効果をもたらしているかどうかの定期的な検証が必要である。

3 PFIの事例研究

内閣府は、PFI事業を8区分27種類に分類し分析を行っている(内閣府2010、p.1)¹³。そこで本稿においても内閣府の分類に従い、区分ごとに検討を行うことにする。

- (1) 教育と文化(文教施設、文化施設)
- (2) 生活と福祉(福祉施設)
- (3) 健康と環境(医療施設、保健衛生施設、廃棄物処理施設、水道施設、斎場、浄化槽)
- (4) 産業(農業振興施設、漁港、工業振興施設、商業振興施設)
- (5) まちづくり(道路、空港、公園、下水道施設、海岸保全・港湾施設、公営住宅、市街地再開発等)
- (6) あんしん(警察施設、消防施設、行刑施設)
- (7) 庁舎と宿舎(庁舎と宿舎)
- (8) その他(複合施設、道の駅、その他)

3.1 教育と文化(文教施設、文化施設)

(1) 概要

「教育と文化」の区分には文教施設と文化施設が含まれる。文教施設の整備等事業には、主に老朽化対策や耐震補強のため、小中学校の校舎及びその附属設備(給食センター・プール等)を対象とする場合と、耐震補強や新潟県中越地震復興のシンボル事業として、あるいは社会教育の充実のため、生涯学習センター・青少年センター・総合プール等の社会人向けの施設を対象とする場合がある。

他方、文化施設の整備等事業としては、主に耐震補強や老朽化対策、IT機能の充実、さらにはユニバーサル化への対応のため、図書館・美術館・文化交流施設等の整備が含まれる。

2016(平成28)年3月31日現在、「教育と文化」の分野において自治体では143件(34.6%、自治体合計413事業)のPFI事業の実施方針が公表されて

おり、分野別では最も事例が多い。その中で、2015年9月時点においてWEBで当該実施方針が公表されている文教施設及び文化施設として内閣府が公表している案件は、各々65件と14件の合計79件である¹⁴。

当該79件のすべてについて、該当するWEBの公表資料を分析すると以下の点が明らかとなった。

- ① 具体的な事案として多いPFI事業としては、文教施設では「学校給食センターの整備・運営事業」が29件、文化事業では「文化交流施設整備事業」が5件、「市立図書館整備運営事業」が3件、実施されていた。
- ② PFI事業主体としての自治体の人口規模に関して、文教施設では、10万人未満の市町が10件、10万人以上30万人未満の市が16件で、残りの39件(60%)は30万人以上の比較的規模の大きな市と県が占めていた。他方、文化施設では30万人以上の市と県で11件(78.5%)のPFI事業例が報告されており、両施設において規模の大きな自治体でPFI事業が推進されている点が共通の特徴点である。
- ③ 事業方式について、BTO方式・BOT方式・RO方式(Rehabilitate Operate)の割合は、文教施設では54件(約83%)・4件・7件であり、文化施設では10件(71.4%)・3件・7件である。いずれの施設においても、一般的にはBTO方式の利用が圧倒的に多いが、「市立学校施設の耐震化のためのPFI事業」では、耐震補強業務及び大規模改造業務を行うとともに、維持管理業務を実施するRO方式が採用されていた。

(2) 事例

○ 南部学校給食センター整備運営事業：文教施設のケース¹⁵

① 事業の概要

公共施設の管理者	静岡市(静岡県)	
施設概要	所在地	静岡市駿河区西島127-1他3筆
	敷地面積	6,178.27 m ²
	供給能力	12,000食/日、配食校17校(小学校11校、中学校6校)
	施設内容	南部学校給食センター
事業期間	平成21年3月議会の契約議案の議決から平成37年3月31日まで	
施設の所有形態	BTO	
事業類型	独立採算型	

総事業費	7,421,831 千円	
民間事業者	東亜建設工業グループ	
選定事業者の業務内容	施設の整備業務、維持管理業務、給食の運営業務	
経緯	実施方針公表	2008（H20）年 4 月 16 日
	特定事業選定	5 月 30 日
	公募説明会開催	7 月 7 日
	事業者決定	12 月 19 日
	契約締結	2009（H21）年 2 月 13 日
	供用開始	2010（H22）年 8 月 2 日
効果額	特定事業選定時 VFM	4.29%
	事業者決定時 VFM	7.03%、約 4 億 6,200 万円の財政負担額の削減
ホームページ	http://www.city.shizuoka.jp/000_006128.html	

②その内容

南部学校給食センターは昭和 45 年に開設され 37 年間稼動してきたが、施設の老朽化が進み、現在の衛生基準を満たすことができなくなったことから、平成 18 年度で閉鎖している。本事業は、南部学校給食センターの解体、建替及び管理運営を、PFI 法に基づき実施するものである。

民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運営業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップに基づき、確実な衛生管理の下で安全で安心な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

③効果額（特定事業選定時 VFM、事業者決定時 VFM）

インターネットによる公表資料では、特定事業選定時及び事業者決定時の各々の VFM（事業期間中の現在価値換算での財政負担額の縮減割合）が、4.29% と 7.03%（約 4 億 6,200 万円）と記載されている。

④公共サービスの向上

本事業において、PFI 事業者が有する設計、建設、維持管理、運営の専門的な知識やノウハウを活用することにより、下記のような効果が期待できる¹⁶。

- ・ 安全で安心な給食の提供：民間の技術能力等により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、安全で安心な給食の提供を図る。食品衛生上の

技術的水準を高めるため、ドライシステム導入及び汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニングを導入するとともに、本施設における食育活動としての機能や、地域に開放するゾーンとの適切なゾーニングや管理上の工夫を行う。

- ・ 衛生管理の徹底：「学校給食衛生管理の基準」(文部科学省平成9年4月1日制定)及び大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省平成9年3月24日制定)に適合するとともに、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)の概念を取り入れた衛生管理を実施する。
- ・ 食物アレルギー対応食の提供：食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の提供に対応した施設とし、これに対応する給食システムを構築する。
- ・ 周辺環境への配慮：日照や施設の防音対策、脱臭対策及びその他の対策を行い、近隣への影響の低減に配慮する。また、本施設の整備(解体、建替)にあたっては、近隣へ与える影響に十分配慮する。
- ・ 環境負荷の低減：LCC(ライフサイクルコスト)やLCCO₂(ライフサイクルCO₂)を低減させることを考慮した施設の整備や、維持管理及び給食の運営業務における省エネルギー等、環境負荷の低減に配慮する。また、調理場における廃棄物(給食の残滓を含む。)の発生及び排出を抑制し、その減量を推進するとともに、廃棄物の再利用・再資源化等を含めた適正な処理を図る。

○ 豊橋市芸術文化交流施設事業:文化施設のケース¹⁷

① 事業の概要

公共施設の管理者	豊橋市(愛知県)	
施設概要	所在地	愛知県豊橋市西小田原町123番地
	敷地面積	7,612.8 m ²
	延床面積	8,036.59 m ² 地上4階、地下1階、鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
	施設内容	主ホール、アートスペース、各種創造活動室、研修他
事業期間	設計期間：2010年7月～2011年4月 工事期間：2011年5月～2013年4月 維持管理：2013年5月～2018年3月	
施設の所有形態	BTO	
事業類型	独立採算型	
総事業費	6,215,778 千円	

民間事業者	大成建設(株)グループ	
選定事業者の業務内容	設計・建設業務、維持管理・運営補助務	
経緯	実施方針公表	2008（H20）年 8月26日
	特定事業選定	2009（H21）年 8月28日（一部変更）
	公募説明会開催	10月2日
	事業者決定	2010（H22）年 4月1日
	契約締結	6月17日
	供用開始	2013（H25）年 4月30日
効果額	特定事業選定時 VFM	5.1%
	事業者決定時 VFM	7.5%（270百万円）
ホームページ	http://www.city.toyohashi.lg.jp/5377.htm	

②その内容

平成16年度に策定された『総合文化学習センター（仮称）基本計画』では、「生涯学習センター」、「図書館」、「芸術文化交流施設」の三つの機能を持つ施設が構想されていた。本事業は、この総合文化学習センター（仮称）の第一次整備として、豊橋市芸術文化交流施設の整備を目指すものであり、芸術文化活動を推進し、その裾野を広げるとともに、地域文化の振興を図り、地域のさらなる活性化を目指していくため、整備するものである。

③効果額（特定事業選定時 VFM、事業者決定時 VFM）

インターネットによる公表資料では、特定事業選定時及び事業者決定時の各々の VFM（事業期間中の現在価値換算での財政負担額の縮減割合）が、5.1%と 7.5%（約 2 億 7,000 万円）と記載されている。

④公共サービスの向上

周辺環境や施設利用者の利便性を踏まえた施設計画、豊橋のランドマークとしてのデザイン計画、また、ホールの性格を勘案した施工計画、さらにはプロ、アマを問わず利用者にとって演出効果の高い舞台設備として詳細かつ十分な提案がなされ、長期的視点に立ち本件の特性を踏まえた良質で魅力あるサービスの提供が期待される。

（3）当該領域における特徴と課題

○ 南部学校給食センター整備運営事業

給食事業は子供の「食育」に直結する事業であり、安心・安全が優先される。その上で、環境への配慮や事業者選定時の VFM が特定事業選定時の VFM を上回ることを要件として、定性面及び価格面で市が自ら本事業を実施する場合よりも効率的かつ有効な公共サービスの提供が可能となっている。その結果、センター方式の給食事業で PFI 事業が多数利用されていることは、きわめて合理的である。

他方、当該領域の課題の一つとして、VFM の開示の問題がある。例えば、下記のように、調理能力と VFM のデータを他団体と比較した場合、当事業は VFM が相対的に低い、公表資料では特にその点のコメントがなされていない。

図表 10-5 学校給食センターの PFI 事業による VFM (抜粋) ¹⁸

番号	自治体名	調理能力(食/日)	VFM	
			特定事業選定時点(%)	事業者の決定時点(%)
1	千葉県浦安市	13,000	14.0	30.0
2	岐阜県大垣市	13,000	10.3	28.9
3	佐賀県伊万里市	7,000	16.0	27.5
4	岐阜県可児市	10,000	10.0	25.0
5	千葉県千葉市	11,000	11.0	24.4
6	山形県上山市	3,300	4.3	20.0
7	島根県八雲村(松江市)	1,000	7.1	19.7

当事業では、当初 2 社が競争参加資格確認審査の結果、提案審査のための入札提案書類を受け付けることができる能力を有しているものと確認されたが、その後 1 社が途中辞退したため、結果 1 社入札となり、絶対評価の結果、現在の事業者に決定した。そもそも、VFM の評価はかなり専門性が高く、一般的には特定事業時の VFM を参考に実際の VFM の定量評価がなされる。しかし、さらに類似事業を営む他団体データと比較をすることで当事業をより客観的に評価でき、自治体の意思決定過程における透明性の確保が強化される。可能な限り、他団体事例との比較も実施すべきである。

○ 豊橋市芸術文化交流施設事業

豊橋市の場合に限らず、文化施設として単に文化ホールが設置され文化活動の場と高質な芸術文化の鑑賞機会を市民に提供するケースのみならず、最近では生涯学習・コミュニティ施設やホール等の公共サービスを複合的に提供するために、文化施設をリニューアルするケースが見受けられる。結果、老若男女を

問わず生き生きとした豊かな生活を送り、地元の地域文化の良さを見直すことで、当該施設が地域振興・地方創生を実現する核として機能しうる。

ところで、今回の事例では、主として歳出削減を期待した BTO 方式によるサービス購入型の PFI が多数を占めていた。他方、平成 28 年 5 月 18 日に民間資金等活用事業推進会議にて「PPP/PFI 推進アクションプラン」が採択され、平成 28 年度から平成 30 年度までの集中強化期間中に、文教施設（スポーツ施設、社会教育施設、文化施設）について、3 件のコンセッション事業の具体化を目標とした。それを受けて、平成 28 年 5 月 25 日に「公共施設等運営権の導入に関する検討会」第 1 回が開催され、下記のような課題が提起された。

- ・ 収入については、公共のほかの施設や事業と一体的に運営するバンドリングの考え方や、民間事業者による独立採算の事業を併せて行えることなど、当該事業における現在の延長線上の発想ではない考え方や新しい事業を起こすような考え方も求められている。
- ・ コンセッションを効果的に進める上では、既存の博物館法、図書館法、法の理念は守りつつ、運営の仕方に関しては大胆に民間に委ねることが大事である。運営をまとまった形で民間に委ねることで、コスト削減等の効果も期待できる。
- ・ 収益性といった場合、採算性はどこまで追求していいのか。目的外使用をどこまで認めるのかを議論すべきである。
- ・ 民間の創意工夫によって事業コストが下げられ、収益性が拡大する。収益性について拡大した分は、プロフィットシェアの考え方で、一部は市の財政負担の縮減、一部は民間側に配当される。民間側はその資金で再投資を行い、より質のよい公共サービスが提供されれば、住民の満足度も上がる。

文化施設に関して、民間事業者から様々なアイデアを引き出すには、自治体が所有する公共施設の実態に関する情報と施設統合化等に関する自治体の方針が適宜、公表される必要がある。ところで、多くの自治体で統一的な基準に基づく新地方公会計が導入され、固定資産台帳も整備・公表されることが来年以降に予定されている。固定資産台帳に利用状況やランニングコストといった記載項目が固定資産台帳に追加されれば、PPP/PFI に関する民間事業者からの積極的な提案につなげていくことも期待できる¹⁹。

3.2 生活と福祉

(1) 概要

「生活と福祉」の区分は福祉施設の 1 種類であり、老人福祉施設、身体障害

者福祉施設、知的障害者福祉施設などの各種福祉施設が該当する。2016（平成28）年3月31日現在、22件のPFI事業の実施方針が公表されている（4%、合計527事業）（内閣府（2016）p.4）。22件のすべての事業は、地方公共団体が事業主体となっており、国や独立行政法人等によるものはない。

（2）事例（杉並区新型ケアハウス整備等事業）

①事業の概要

公共施設の管理者		杉並区（東京都）
施設概要	所在地	杉並区今川二丁目5番
	敷地面積	2,167.89 m ²
	延床面積	1,983.06 m ²
	施設内容	ケアハウス 鉄筋コンクリート造地上3階建て
事業期間		20年
施設の所有形態		BTO
事業類型		独立採算型
総事業費（買取価格）		4億1,790万円
民間事業者		株式会社ベネッセケア
選定事業者の業務内容		設計・建設業務、運営・維持管理業務
経緯	実施方針公表	2002（H14）年02月15日
	特定事業選定	03月04日
	公募説明会開催	04月08日
	事業者決定	07月23日
	契約締結	10月01日
	供用開始	2004（H16）年03月01日
効果額	特定事業選定時 VFM	-
	事業者決定時 VFM	-
ホームページ		http://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/pfi/1013540.html

②事業内容

杉並区が2002（平成14）年に実施した新型ケアハウス整備等事業（杉並区新型ケアハウス整備等事業）の事例であり、この事業は日本で最初のPFI手法を用いた国庫補助事業である（泉南市(2004)p.74）。

杉並区新型ケアハウス整備等事業は、施設入所希望者の増加に伴う多様な介

護基盤整備の1つとして実施されたものであり、新型ケアハウスを新たに建設し、運営及び維持管理業務を民間事業者が行うものである。

ケアハウスとは介護利用型軽費老人ホームであり、全室個室でユニットケアを採用し、特別養護老人ホームと同様の実施サービスが可能であり、原則として要介護1から入所できる施設である。厚生労働省は2001（平成13）年にPFI法に基づき地方自治体が賃貸を前提にして、民間事業者からケアハウスを買い上げ、民間事業者が運営するBTO方式を採用する場合に、買い上げ費用に対して整備費の補助を行う制度を創設した。この制度を活用して最初に実施されたのが、杉並区の新型ケアハウスPFI事業である。

杉並区は新型ケアハウスを比較的要介護度の低い人が利用できる施設として位置付け、多様な介護度に対応できる体制の整備を図ることを目的としている。

③効果額・公共サービスの向上

特定事業の選定時における評価は、（1）区の財政負担、（2）サービス水準、（3）民間事業者へのリスク移転の3項目についての評価が行われている。

「区の財政負担」については、PFI方式と建設助成方式を比較し、施設の運営費用において両者に差異はないが、施設整備の費用においてはPFI方式の方が建設助成方式よりも区の財政負担が軽減されるとしている。泉南市（2004）によれば、当初は施設の買取価格の50%を厚生労働省が、25%を東京都が、残りを区が起債で賄う予定であったが、国庫補助金制度の変更により、買取価格4億1,790万円に対して補助金が3億8,500万円で、区の財政負担額は3,290万円であった。ただし、事業者からの賃借料が月額56.1万円（年額673.2万円）であり、約5年間で区の負担額は回収される仕組みとなっているとのことである。

次いで、「サービス水準」についても、PFI方式で公募型プロポーザルにより選定された事業運営能力の高い民間事業者が行う方が、建設助成方式におけるよりも水準の高いサービスの提供が期待できるとしている。最後の「民間事業者へのリスク移転」であるが、建設助成方式では基本的に区のリスク負担は生じないが、PFI方式では設計・建設及び運営においてリスクを民間に移転することが可能であるが、区のリスク負担は残るが、受容できないものではないとしている。

総合的な判断においては、PFI方式で実施する方が質の高いサービスが確保でき、また財政負担の軽減が図れるとして、建設補助方式よりも優れているとの結果をまとめている。

④特徴

杉並区新型ケアハウス整備等事業は、厚生労働省が技術的助言として策定した「新型ケアハウス整備・運営事業のための PFI 導入マニュアル」（地域ケア政策ネットワーク（2002））に基づいて実施された。このマニュアルにより、自治体は簡単に PFI 事業を導入することができるようになっている。一般的に、地方自治体が PFI 事業を導入するためには 2～3 千万円を掛けてコンサルタントと契約を結ぶのが通例であるが、杉並区はマニュアルを用いることにより、これらの費用をかけることなく、PFI 事業を実施しているのである（泉南市（2004） p.74）。

（3）当該領域における特徴と課題

社会福祉施設に係る PFI 事業主体は、すべて地方公共団体であるが、これは社会福祉事業が基本的に地方公共団体において行われてきたことによる。社会福祉施設の区分であるが、老人福祉関連の施設が半数以上であり、残りが身体障害者福祉、知的障害者福祉、児童福祉に係るものとなっている。

施設の所有形態による分類は、約 6 割が BTO 方式を採用し、BOT 方式及び BOO 方式によるものが各々約 2 割となっている。対価の支払いによる分類では、サービス購入型が約 3 割、独立採算型が約 6 割、そして混合型が約 1 割となっている。

選定事業者の業務内容は、ほとんどの事業において設計・建設から維持管理及び運営となっている。

老人福祉施設のほとんどは BTO 方式を採用し、独立採算型となっている。事例で紹介したようなケアハウス事業は、厚生労働省の補助金の関係で BTO 方式が採用されている。また地方公共団体が PFI 事業を行う場合には、必ず先行事例の検討が行われており、先行事例の成功体験を基にするケースも少なくないようである。老人福祉施設が独立採算型を採用しているのは、介護報酬や受益者からの利用料金収入によって、民間事業者の採算が確保されうるからである。

老人福祉施設が独立採算型を採用しているのに対して、それ以外の福祉施設の多くにおいてはサービス購入型が採用されている。老人福祉以外の福祉施設事業は、民間事業者に設計から運営を含む維持管理の業務を委ねたとしても、民間事業者の採算を確保するためには、行政による対価の支払いは必要不可欠であり、PFI によって行政コストが大きく削減されることはない分野である。

3.3 健康と環境

(1) 概要

「健康と環境」の区分には医療施設、保健衛生施設、廃棄物処理施設、水道施設、斎場、浄化槽の6種類があり、例えば、病院、衛生試験場、廃棄物処理場、余熱利用施設、上水道施設、斎場、浄化槽がある。2016（平成28）年3月31日現在、89の事業件数があり、地方公共団体が事業主体となっている事業が86件、その他（国を除く）による事業が3件となっている（17%、合計527事業）（内閣府(2016)p.4）。

(2) 事例（夕張市上水道第8期拡張事業）

①事業の概要

公共施設の管理者		夕張市（北海道）
施設概要	所在地	旭町浄水場：夕張市旭町 83 番地 清水沢浄水場：夕張市清水沢国有地
	敷地面積	－
	延床面積	－
	施設内容	旭町浄水場、清水沢浄水場、送水連絡管、送配水施設、場外系機械・電気計装設備、管路、監視制御システム
事業期間		20年
施設の所有形態		BTO
事業類型		サービス購入型
総事業費		4,787,869,464円
民間事業者		ゆうばり麗水株式会社（特別目的会社）
選定事業者の業務内容		設計・建設業務、運営・維持管理業務
経緯	実施方針公表	2010（H22）年 07月 16日
	特定事業選定	08月 19日
	公募説明会開催	08月 30日
	事業者決定	2011（H23）年 12月 22日
	契約締結	2012（H24）年 03月 19日
	供用開始	04月 01日
効果額	特定事業選定時 VFM	6%
	事業者決定時 VFM	－
ホームページ		http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/suido/

② 事業内容

夕張市が 2010（平成 22）年から実施した上水道施設の改築更新を目的とする PFI 事業（夕張市上水道第 8 期拡張事業）である。夕張市は 2007（平成 19）年に財政再建団体に指名され、周知のように財政再建に取り組んでいる地方公共団体である。炭鉱閉山による施設の引き継ぎにより、過大な施設規模かつ非効率な運転管理となっている上水道施設の老朽化に対応するための事業であり、PFI 事業方式を導入することを通じて、より効率的で安定的な事業運営を図ることを目的としている。

事業内容は、（１）新浄水場の設計・建設、（２）場外系施設(配水池、ポンプ場等)の機械・電気計装設備の一部更新等、（３）施設運転維持管理業務及び（４）水道メータ検針・集金・窓口業務である。

民間事業者が施設を建設した後にその所有権を夕張市に譲渡し、運転維持管理を民間事業者が行う BTO 方式であり、夕張市は民間事業者に対してサービス提供の対価を支払う契約（サービス購入型）となっている。

民間事業者は、日立プラントテクノロジーグループによる特別目的会社であるゆうばり麗水株式会社であり、構成員は（１）株式会社日立プラントテクノロジー北海道支社（代表企業）、（２）岩倉建設株式会社、（３）株式会社ドーコン、（４）日立プラント建設サービス株式会社である。

③ 効果額（定量的評価）

特定事業の選定時における定量的評価は、VFM 評価ではなく、将来の費用として見込まれる公的財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより行われている。定量的評価の前提条件は図表 10-6 の通りであり、その前提条件に基づいて算出した結果、市が直接実施するケースの現在価値換算指数を 100 とした場合、PFI 事業として実施するケースは 94 となり、定量的にみた場合には PFI 事業で実施することが財再削減につながる事が明らかとなっている。

図表 10-6 定量的評価の前提条件

区 分	市が直接実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	①設計費（調査費含む） ②工事費 ③維持管理費 ④企業債支払利息 ⑤工事管理費	①設計費（調査費含む） ②工事費 ③維持管理費 ④企業債支払利息（所有権移転後の利息） ⑤民間金融機関借入金支払利息（建設期間利息） ⑥アドバイザー費用 ⑦S P C 設立費及び運営費 ⑧モニタリング費用 ⑨その他（法人税相当分等）
共通の条件	①事業期間：20 年 ②割引率：3.0% ③起債（企業債）金利：2.1% ④インフレ率：0%	
設計及び施工に関する費用	類似事例を参考にし、施設内容及び施設規模等を考慮し算出した。	市が直接実施する場合と比べて、民間活力導入等による一定のコスト削減が実現するものとして算出した。
維持管理に関する費用	類似事例を参考にし、業務内容及び業務量等を考慮し算出した。	市が直接実施する場合と比べて、民間活力導入等による一定のコスト削減が実現するものとして算出した。
資金調達に関する事項	①企業債 ②国庫補助金 ③一般会計繰入金 ④自己資金	①企業債 ②国庫補助金 ③一般会計繰入金 ④自己資金 ⑤民間資金

出所：夕張市(2010b)p.2。

④公共サービスの向上

特定事業の選定では、PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額が約 6 % 削減され、公共サービスの水準の向上を期待することができるとしている。具体的には、下記 3 つの効果が掲げられている（夕張市(2010b)p.3）。

○ 設計、工事及び維持管理の効率化

「設計・施工及び維持管理を事業者が一括して行うことにより、設計及び施工段階から維持管理段階を視野に入れた施設整備が期待できる。また、性能発注とすることにより、事業者が有するノウハウや創意工夫を活用することが可能になり、円滑で効率的な事業が期待できる。」

○ 維持管理業務の効率化とサービス水準の向上

「維持管理業務は、20年間の包括契約とするため各種維持管理業務に対する事業者が有するノウハウや専門性が発揮されることが期待できる。また、複数業務間の効率的実施が図られることにより、業務の効率化及びサービス水準の一層の向上が期待できる。」

○ 適切なリスク分担による安定性及び安全性の向上

「市と事業者において適切なリスク分担を行うことにより、維持管理段階の問題発生の際にも適切で迅速な対応が可能となり、安全性の向上と安定した事業運営が確保できる。」

⑤ 特徴と課題

事業費の削減

当初、水道水の安全・安定して供給を図るために、効率的な施設の改築更新をすることを目的とし、主な事業として（1）浄水場（旭町・清水沢）の更新、（2）配水池・ポンプ場の更新、（3）老朽配水管の更新、（4）浄水場の維持管理等としていた。総事業費は約69億円（PFI事業53億円、直営16億円）が見積もられ、水道料金の大幅アップが懸念されていた。

しかしながら、事業費を削減するために、事業内容の精査を行い、上記（2）配水池・ポンプ場の更新及び（3）老朽配水管の更新について、可能な限り更新期間を長期化（法定耐用年数40年→60年（1.5倍）経過したものを更新対象にする）し、修繕により延命化を図ることとしている。その結果、総事業費は約52億円（PFI事業49億円、直営13億円）となった。

総事業費と水道料金

総事業費52億円で実施した場合、2012(平成24)年度から2031(平成43)年度までの20年間の収支は、現行料金で実施すると、12億円の不足（収入累計117億円-支出累計129億円）となることが明らかとなった。

そこで、夕張市では不足額に対応するために、水道事業会計の負担を軽減するために、一般会計から18年間（2014(平成26)年度～2031(平成43)年度）、6億円を繰り入れることとしている。残りの6億円については、水道料金の値上げにより収支の均衡を図ることとなっている。水道料金の値上げは2012(平成24)年4月分から10%値上げとなった。

事業期間の設定について（設備の耐用年数とPFI契約期間のズレ）

事業期間20年の設定に当たっては、浄水場施設の建物・設備の法定耐用年数を考慮して決定されている。

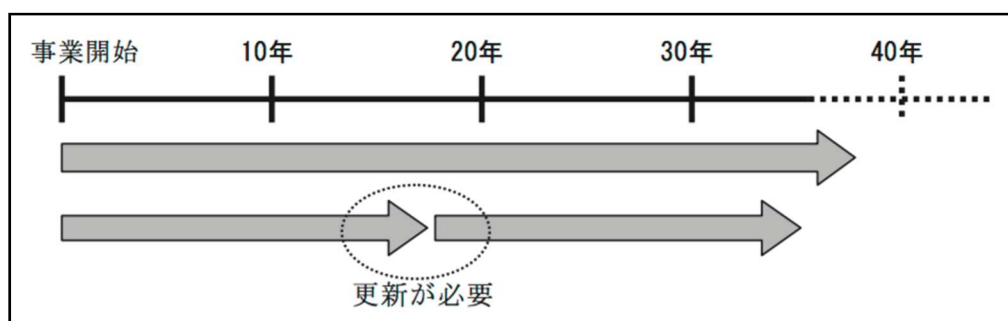
- ・ 設備（電気計装設備） 10-15年

・ 建物（浄水場管理棟・池棟） 38-60年

電気計装設備の耐用年数は10-15年であるが、実態は耐用年数+ α 年程度、機能を維持して稼働することが可能であると考えられ、管理棟・池棟の建物は鉄筋コンクリート造りであり、法定耐用年数は38年以上である。

電気計装設備については動力設備（概ね15年）と監視設備（概ね10年）の法定耐用年数が異なるが、動力設備の法定耐用年数を基準に事業期間を設定する場合には、事業期間途中において、監視設備の更新・修繕費用が発生する可能性がある。

図表 10-7 設備更新・修繕



出所：夕張市建設課(2010)p.15。

浄水場施設の事業期間については、事業を必要とする期間に限りはないものの、設備の耐用年数を大幅に超える年数については、事業期間中の修繕費用の高騰や、計画外の設備更新の発生など、課題があるため好ましくない。使用年数が法定耐用年数10-15年を数年（5年程度）上回ることは、大きな問題はない（現状設備の運用期間は監視設備を含めて15年を超えていることを踏まえて）と考え、今回のPFI事業の事業期間については、設計・建設期間を4年、運用期間を16年とし、合計20年と定められたのである。

ただし、法定耐用年数を超えることから、事業期間中の設備更新を回避するために、保守及び修繕費用を適切に計上することが必要となる。監視設備の法定耐用年数10年を施設運用期間16年は大幅に超えるために、監視設備の更新を事業期間中に1回行うことが計画されている。

（3）当該領域における特徴と課題

「健康と環境」の区分には医療施設、保健衛生施設、廃棄物処理施設、水道施設、斎場、浄化槽の6種類があり、各種類における事業には特徴があり、上記で紹介した事例を通じてその特徴と課題を記述することは難しいので、下記

では水道施設に係る特徴と課題を記述する。

水道事業は国民生活に欠かすことのできない公共サービスの1つであるが、夕張市の事例のように、水道施設は高度成長期以降に投資した施設の更新時期を迎え、施設の適正な維持・更新が急務であり、そのための財源の確保、長期的視点に立った水道事業の運営が喫緊の課題となっている。そうした状況の中で、内閣府は水道事業を PPP/PFI の優先的検討対象として指定し、更なる民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することを薦め、公共施設等運営権制度（コンセッション方式）を活用した PFI 事業を推し進めている。

公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業は、現在、仙台空港及び関西国際空港・大阪国際（伊丹）空港の運営に用いられ²⁰、水道事業においては浜松市が下水道事業（浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業）に導入し、2016（平成 28）年 2 月に実施方針を公表し、2017（平成 29）年 10 月の実施契約の締結、2018（平成 30）年 4 月の事業開始に向けた作業が行われている。また、大阪市においても 2015（平成 27）年 2 月に「大阪市下水道事業経営見直し基本方針（案）」を策定し、公共施設等運営権制度の導入を目指している。

3.4 産業

（1）概要

「産業」の区分には農業振興施設、漁港、工業振興施設、商業振興施設の 4 種類があり、具体的には、卸売市場、かんがい用排水施設、農業振興支援施設、農業その他、漁港、インキュベーションセンター、各種の観光施設がある。2016（平成 28）年 3 月 31 日現在、14 の事業件数があり、すべての事業主体は地方公共団体である（3%、合計 527 事業）（内閣(2016)p.4）。

（2）事例（神戸市摩耶ロッジ整備等事業）

①事業の概要

公共施設の管理者		神戸市（兵庫県）
施設概要	所在地	神戸市灘区摩耶山町 2-8
	敷地面積	23,231.34 m ²
	延床面積	2,323.27 m ²
	施設内容	国民宿舎神戸摩耶ロッジ 鉄筋コンクリート造 2 階一部地下 1 階建
事業期間		20 年
施設の所有形態		BTO 方式

事業類型	ジョイントベンチャー型	
総事業費	総額 5 億円上限・20 年間均等払（施設整備費）	
民間事業者	鹿島建設株式会社	
選定事業者の業務内容	設計・建設業務、運営・維持管理業務	
経緯	実施方針公表	2000（H12）年 08 月 02 日
	特定事業選定	08 月 07 日
	公募説明会開催	08 月 10 日
	事業者決定	10 月 18 日
	契約締結	12 月 22 日
	供用開始	2001（H13）年 07 月 13 日
効果額	特定事業選定時 VFM	6%
	事業者決定時 VFM	-
ホームページ	http://www8.cao.go.jp/pfi/project_documents2_01.html#project007	

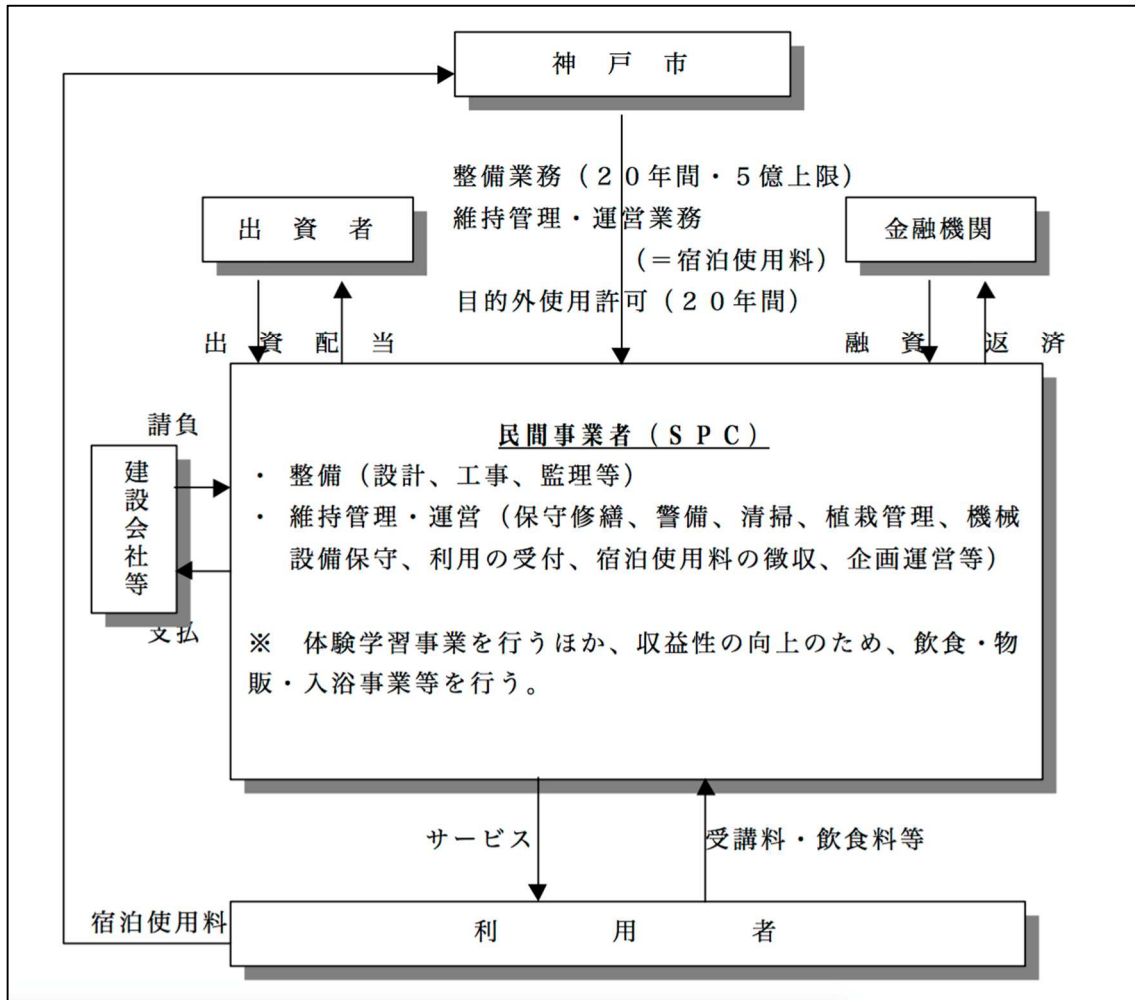
② 事業内容

神戸市摩耶ロッジ整備等事業は、阪神・淡路大震災により被害を受けて休止していた摩耶ロッジ（国民宿舎）の整備及び維持管理運営を行うにあたり、六甲・摩耶地区の活性化、アスリートタウン構想の実現などを図り、魅力ある宿泊施設にし、低廉で質の高いサービスを提供するために PFI 事業方式を導入したものである。

事業期間は 20 年間で、事業内容は国民宿舎事業として整備業務（整備工事、耐震補強工事、設計、工事管理等）及び維持管理・運営業務（保守修繕、警備、清掃、植栽管理、機械設備保守、利用の受付、使用料の徴収、企画運営等）であり、付帯事業として体験学習事業や収益性向上のための飲食・物販・入浴等の事業となっている。

神戸市は民間事業者に 20 年間で総額 5 億円を上限として整備事業に係る経費を支払うほか、摩耶ロッジの宿泊使用料収入の範囲内で維持管理・運営業務に掛かる費用を支払うというジョイントベンチャー型の事業である。事業のスキームは図表 10-8 のとおりとなっている。民間事業者は鹿島建設株式会社である。

図表 10-8 事業スキーム



出所：神戸市産業振興局(2000)p.9。

③効果額（定量的評価）

特定事業の選定時における定量的評価は、市が外郭団体を活用して経営する場合の利用料金制と PFI 事業として実施する場合における市の財政負担額（現在価値ベース）を算出し、比較している。比較の際の前提条件は図表 10-9 の通りであり、その前提条件に基づいて算出した結果、PFI 事業として実施する場合には、市の財政負担額が約 6 % 縮減され、より低い費用でサービスを提供することができるとなっている（神戸市(2000)p.2）。

図表 10-9 定量的評価の前提条件

区分	市が外郭団体を活用して 経営する場合	PFI 事業として実施する場合
市の財再負担額	(整備費 + 地方債償還金 + 支払利息) - 地方債借入金	(整備業務に係る経費 + 維持 管理・運營業に係る経費 + モニ タリング費用等) - (宿泊使用料 収入 + 市税収入)
整備費	① 工事費 ② 備品購入費 ③ 設計料 ④ 開業費用 (類似施設の実績等を参考)	
地方債償還金	① 償還期間 20 年 ② 元利均等償還	
支払利息	地方債の支払利息 金利 2 %	
地方債借入金	整備の必要資金は、地方債発 行により調達	
整備業務に係る経 費及び維持管理・ 運營業務に係る経 費		① 整備業務に係る経費：総額 5 億円 (毎年度 25 百万円) ② 維持管理・運營業務に係る 経費：宿泊使用料収入相当額
モニタリング費用 等		① アドバイザー経費 ② 事業状況等の監視を行うた めの費用
宿泊使用料収入		民間事業者の創意工夫・ノウ ハウによる利用者の増加、宿泊 使用料収入の増加を想定
市税収入		民間事業者の事業実施に伴 い、固定資産税等市税収入の増 加を想定

出所：神戸市(2000)を参考に筆者作成。

④ 公共サービスの向上

特定事業の選定では、PFI 事業として実施することにより、公共サービスの水準について定性的評価を行い、具体的には、下記 3 つの効果が掲げている(神戸市 2000)。

○ 利用者のニーズ

民間事業者の有する専門的な技術やノウハウを活用することにより、利用者のニーズに対応した質の高いサービスを提供することが可能であり、ニーズの変化に対応したサービスの内容及び提供方法の変更を柔軟に行うことかを期待できる。

○ 事業の健全性

市と民間事業者が適正な役割分担及びリスク分担を図ることにより、健全な事業を行うことを期待できる。

○ 事業効率の向上

維持管理・運営方針等と合致する施設の整備が行われるとともに、民間事業者の創意工夫により、利用者数の増加及び運営の効率化等が見込まれ、事業効率の向上を期待できる。

⑤特徴や課題

神戸市摩耶ロッジ整備等事業は、「産業」の区分において最初に実施された PFI 事業であるが、観光 PFI の成功事例として紹介されている（清水(執筆年不明)p.2）。成功のポイントとして、（１）行政と民間が明確に役割分担し、熱い思いを共有したこと、（２）都市に近い立地でマーケットがあること、（３）明確なコンセプトでわかりやすいこと及びターゲットを中年の女性層に絞ったこと、（４）運営や集客の専門会社が自らの責任で運営すること、（５）建設会社と運営会社の強力なパートナーシップがある、という５つがあげられている（清水(執筆年不明)pp.3-4）。

神戸市はこのような成功事例を基にして、「マリニピア神戸フィッシャリーナ施設」、「中央卸売市場本場再整備事業」、「新中央市民病院整備運営事業」、「新神戸ロープウェー再整備等事業」を PFI 事業として実施している。

（３）当該領域における特徴と課題

産業に区分される PFI 事業には、民間事業者の創意工夫・ノウハウを活用して、財政負担を減じながらも公共サービスの水準の向上を期待できる事業が多いと思われる。営利競争し、企業が行っているような事業は、今後ともに民間資本の積極的な導入が必要不可欠であろう。

3.5 まちづくり

（１）概要

「まちづくり」の区分には道路、空港、公園、下水道施設、海岸保全・港湾施設、公営住宅、市街地再開発等が該当する。2016（平成 28）年 3 月 31 日現在、87 件の PFI 事業の実施方針が公表されている（16.5%、合計 527 事業）²¹。事業主体の内訳は、国が 10 件、地方が 76 件、その他が 1 件となっている。事業方式は、BTO が 60%、BOT が 22%、BOO が 4%、RO 等方式が 2%、その他が 12%となっている²²。

(2) 事例（海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業²³⁾）

① 事業の概要

公共施設の管理者		神奈川県
施設概要	所在地	藤沢市片瀬海岸 2、3 丁目地内の県立湘南海岸公園内
	建築面積	・ 体験学習施設：423.57 m ² ・ 新水族館：6,645.71 m ²
	延床面積	・ 体験学習施設：986.84 m ² ・ 新水族館：12,813.47 m ²
	施設内容	体験学習施設、新水族館（水族館・マリンランド・海の動物園）
事業期間		30 年
施設の所有形態		・ 体験学習施設：BTO 方式 ・ 水族館：BOO 方式
事業類型		・ 体験学習施設：サービス購入型 ・ 水族館：独立採算型
総事業費		-
民間事業者		オリックス・グループ
選定事業者の業務内容		・ 体験学習施設：設計、建設、監理、維持管理、運営等 ・ 水族館：海の動物園及び動物・標本類の取得、維持管理、運営等
経緯	実施方針公表	2001（H13）年 02 月 09 日
	特定事業選定	03 月 28 日
	募集要項等公表	05 月 17 日
	優先交渉権者の選定	10 月 12 日
	契約締結	2002（H14）年 03 月 20 日
	供用開始	2004（H16）年 04 月 16 日
効果額	特定事業選定時 VFM	511,000,000 円（体験学習施設のみ）
	事業者決定時 VFM	615,000,000 円（体験学習施設のみ）
ホームページ		http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6573/p19070.html

②その内容

海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業は、「体験学習施設に関する業務」と「水族館に関する業務」の混合契約となっている。このうち、体験学習施設はサービス購入型の BTO 方式、水族館は独立採算型の BOO 方式を採用している。維持管理・運営期間は 30 年となっている。

③効果額（特定事業選定時 VFM、事業者決定時 VFM）

特定事業選定時の VFM は 511,000,000 円となっている。また、事業者選定時の VFM は 615,000,000 円となっている。なお、水族館は独立採算型の BOO 方式のため、VFM は体験学習施設のみとなっている。

④公共サービスの向上

特定事業の選定では、体験学習施設を PFI 事業として実施することにより、以下のサービスの水準の向上を期待できるとしている。

- 体験学習施設の運営に民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、利用者のニーズに対応した良質で多様なサービスを柔軟に提供することができる。
- 体験学習施設の設計、建設、維持管理及び運営に係る業務を民間事業者に一括して委託することにより、施設等の効率的・機能的な維持管理・運営を行うことができる。
- 工期の遅延リスクを民間事業者に移転することにより、供用の早期化を図ることが期待できる。

⑤検証結果

上述の PFI 事業の定量的・定性的な効果は特定事業の選定時や契約時点のものであり、事業実施前の予測に過ぎない。実際に期待された効果が得られたかどうかは別途検証する必要がある。この点、本事業については検証され、その結果が公表されている。そこで、検証結果に基づいて、PFI 事業について期待された効果が実際に得られたかどうかを確認する。

神奈川県は「県有施設の整備に係る PFI 検証委員会」を組織し、本事業を含む 6 つの PFI 事業について 2012（平成 24）年 4 月に「県有施設における PFI 導入に係る効果等に関する検証結果について」を公表し、検証を行っている。VFM については金利変動による影響という、限定的な効果の確認となっている。

図表 10-10 PFI の検証項目

検証項目	検証方法
公共サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、民間事業者及び施設利用者の満足度等を把握するため、県事業所管課、県と PFI 事業に係る特定事業契約を締結した民間事業者（以下、「SPC」：特別目的会社）、及び県職員を含む施設利用者に対して、それぞれアンケート調査を実施（SPC または県事業所管課が実施した既往アンケートも利用）した。 ○ 民間事業者の創意工夫等の状況について、県事業所管課へのヒアリング及び事業者選定時の提案審査講評等における記述からの抽出を実施した。 ○ 上記に加え、サービス水準の達成状況の裏づけとなるモニタリングについて、検証に係る補足的な判断材料とするため、近年の実施結果を調査した。
金利の改定等による VFM への影響の試算	<ul style="list-style-type: none"> ○ PSC 支出額については、次の考え方により試算した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県債の発行・償還に係る金利等について、可能な範囲で PFI により施設が建設された年度における金利等に置き換えた。 ・ 維持管理（運営）費について、PFI における支払実績等を考慮して、毎年度の改定率を変更した。 ・ 現在価値に置き換える際の割引率について、事業者選定時における客観的評価で採用した数値で据え置いた。 ○ PFI 支出額については、次の考え方により試算した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者に支払うサービス購入料について、平成 22 年度までの支出額（実績）に置き換えた。 ・ 平成 23 年度以降のサービス購入料について、過去の実績から改定後の金利を仮定して、施設整備費に係る将来の割賦料等を推計するとともに、維持管理（運営）費の支出額（実績）を考慮した改定率を仮定することにより、将来の維持管理（運営）費を推計した。 ・ 現在価値に置き換える際の割引率について、PSC 支出額の試算と同様に、事業者選定時における客観的評価で採用した数値で据え置いた。 ○ 上記を踏まえ、金利の改定等が「PSC 支出額－PFI 支出額」で表される VFM へ及ぼした影響を試算した。
財政支出の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業における支出額（実績）を確認するとともに、上記金利の改定等による VFM への影響の試算結果を利用して、事業期間中の財政支出の見込みを推定した。

出典：神奈川県・県有施設の整備に係る PFI 検証委員会(2012)。

海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業については、サービス購入型の体験学習施設のみが対象となっている。体験学習施設については図表 10-11 のような検証結果となっている。

検証結果によれば、サービス水準の向上については PFI によって一定程度の効果が現れているとされている。また、金利の改定等による VFM への影響についても、VFM は今のところ一定程度確保されているとしている。他方、財政支出の平準化については、初期投資分については効果があるが、維持管理期間では大規模な修繕等を実施する年度で支出が突出するため、PFI の効果は非常に限定的だとしている。

図表 10-11 海容総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業の検証結果

○ サービス水準の向上について

民間事業者による創意工夫等については、若干物足りなさを感じるころではあるが、体験学習施設の延床面積が約 980 m²しかなく、限られたスペースの中で展示や体験学習プログラムを実施する必要があることを考慮すると、創意工夫を発揮するにも一定の限界はあると考えられるため、絶対評価の視点であるということを前提に、公共サービス水準の向上について総体的にみた場合には、一定程度の効果が現れていると整理することとする。

○ 金利の改定等による VFM への影響の試算結果について

PFI 法に基づく事業者選定時の客観的評価において算出された VFM の数値につき、その後の金利の改定等が当該計算値に及ぼした影響を試算した結果、現状においても引き続き VFM は一定程度確保されていることが確認された。

○ 財政支出の平準化について

施設整備に係る初期投資部分について、国庫補助金が充当される部分を除けば、県が直接事業を実施する場合と比較して財政支出の平準化の効果が現れていると考えられる。一方、維持管理期間においては、大規模な修繕等を実施する年度で支出が突出することとなるため、財政支出の平準化の効果は認められない。

したがって、県が直接事業を実施する場合と比較した場合、財政支出の平準化の効果は非常に限定的なものと考えられる。

出典：神奈川県・県有施設の整備に係る PFI 検証委員会(2012)から一部抜粋

(3) 当該領域における特徴と課題

まちづくりに区分される PFI 事業は、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できる余地は比較的大きいと考えられる²⁴。実際に今回取り上げた事例でもサービス水準の向上については効果が現れていた。また、これは BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式、RO 方式と他の区分に比べてまちづくりの事業方式が多様なことから確認できる。

他方、内閣府は地方自治体の視点から見た PFI 導入の効果として、財政負担の平準化効果があるとしている²⁵。今回取り上げた事例に限らず、維持管理期間が長期になる PFI 事業では、契約期間中に必ず大規模な修繕が発生すると考えられる。しかし、今回取り上げた事例のように、サービス購入型の PFI では財政支出の平準化について、PFI の効果は非常に限定的となる。この場合、地方自治体の将来の財政状況によって、大規模な修繕が不可能な状態になるおそれもある。そうなれば、サービス水準の低下を招く可能性もある。

サービス購入型は PFI 全体の 73% を占めている²⁶。今後、地方自治体は新公会計制度の導入によって固定資産台帳が整備される。この固定資産台帳に基づけば、個別施設の管理が可能となり計画的に修繕を行うことができる。サービス購入型の PFI 事業では大規模修繕への対応という点で新公会計制度の貢献は少なくないと考えられる。

3.6 あんしん

(1) 概要

「あんしん」の区分には警察施設、消防施設、行刑施設が該当する。2016(平成 28)年 3 月 31 日現在、24 件の PFI 事業の実施方針が公表されている (4.6%、合計 527 事業)²⁷。事業主体の内訳は、国が 9 件、地方が 15 件となっている。事業方式は、BTO 方式が 81%、BOT 方式が 10%、RO 等方式が 10%となっている²⁸。

(2) 事例 (千葉県警察本部新庁舎建設等事業²⁹)

① 事業の概要

公共施設の管理者		千葉県
施設概要	所在地	千葉市中央区長洲 1-10-1 他
	敷地面積	約 8,978 m ²
	延床面積	43,530 m ²
	施設内容	千葉県警察本部新庁舎
事業期間		調査・解体・建設期間：約 43 ヶ月

		維持管理運営期間：19年10ヶ月
施設の所有形態		BTO方式
事業類型		サービス購入型
総事業費		-
民間事業者		日立製作所グループ
選定事業者の業務内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 新庁舎に関する業務：施設の整備に関する業務、施設の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務（広報センターの企画・立案、広報センターの受付案内、通信指令室及び交通管制センターの見学者案内を含む運営等） ・ 特殊機器に関する業務：特殊機器の整備に関する業務、特殊機器の保守管理に関する業務
経緯	実施方針公表	2004（H16）年07月29日
	特定事業選定	09月17日
	入札広告	10月26日
	事業者決定	2005（H17）年07月22日
	契約締結	10月18日
	供用開始	2009（H21）年06月
効果額	特定事業選定時 VFM	12.3%
	事業者決定時 VFM	39%
ホームページ		https://www.police.pref.chiba.jp/publicity/new_building/

②その内容

千葉県警察本部新庁舎建設等事業は、サービス購入型のBTO方式となっている。業務内容は、「新庁舎に関する業務」と「特殊機器に関する業務」から構成されている。新庁舎に関する業務では、施設の整備に関する業務、施設の維持管理に関する業務、施設の運営に関する業務から構成されている。このうち、施設の運営に関する業務は、警備業務、受付案内業務に加え、広報センター運営業務（広報センターの企画・立案、広報センターの受付案内、通信指令室及び交通管制センターの見学者案内を含む運営）も対象となっている。また、特殊機器に関する業務は、特殊機器の整備に関する業務と特殊機器の保守管理に関する業務から構成されている。このうち、特殊機器の保守管理に関する業務

には、特殊システム（通信指令システム、警備部会議室システム、刑事部会議室システム）の更新も含まれている。維持管理運営期間は19年10ヶ月となっている。

③効果額（特定事業選定時VFM、事業者決定時VFM）

特定事業の選定のVFMは12.3%となっている。事業者決定時のVFMは39%となっている。特定事業の選定から事業者決定までにVFMが26.7ポイントも向上している。

④公共サービスの向上

特定事業の選定では、新庁舎に関する業務については、「県が直接事業を実施する場合の仕様・分割発注に替えて、建設、維持管理、運営を民間事業者が一括して行うことにより、民間事業者が有する専門的知識、技術能力、ノウハウ、創意工夫等の活用ができ、効率的な事業運営を行うことが期待できる。」としている。また、特殊機器に関する業務については、「通信指令システム、警備部会議室システム、刑事部会議室システムの3種のシステムを一括して整備、保守管理することにより、システム、データの共有化により効率的な運用を図ることも期待できる。」としている。しかし、検証結果が不明なため、実際に上記のような効果があったかどうかは不明である。

（3）当該領域における特徴と課題

あんしんに区分されるPFI事業は、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できる余地はあまりないと考えられる。実際に今回取り上げた事例では、「効率的な運営」がPFI事業の定性的な効果とされていた。

あんしんに区分されている事業はBTO方式が大半を占める。そのため、他の事業も同様に効率性が主たる効果となっていると考えられる。しかし、現在は大半の団体でPFIによって効率的になったかどうかどうかが検証できないと考えられる。それは、大半の団体で同種・類似の業務についてフルコストが算定できない状況にあるためである。

この点、今後は新公会計制度の導入によりセグメント分析が可能となる。同種・類似の業務についてフルコストの算定が可能となるため、PFI事業によって効率的になったかどうか検証することができるようになる。あんしんに区分されるPFI事業については、ようやくその効果が検証できることになる。

3.7 庁舎と宿舍

(1) 概要

「庁舎と宿舍」の区分には庁舎と宿舍のみが該当する。2016（平成 28）年 3 月 31 日現在、57 件の PFI 事業の実施方針が公表されている（10.8%、合計 527 事業）³⁰。事業主体の内訳は、国が 41 件、地方が 12 件、その他が 4 件となっている。事業方式は、BTO 方式が 93%、BOT 方式が 7%となっている³¹。BTO 方式の割合は最も高い。

(2) 事例（紫波町新庁舎整備事業³²）

①事業の概要

公共施設の管理者		紫波町（岩手県）
施設概要	所在地	岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目地内
	敷地面積	約 6,600 m ²
	延床面積	約 7,500 m ²
	施設内容	庁舎、駐車場、駐輪場
事業期間		設計・建設期間：2012(平成 24)年 10 月～ 2015(平成 27 年)3 月(2 年 6 ヶ月間) 維持管理期間：2015(平成 2)年 4 月～ 2030(平成 42) 年 3 月(15 年間)
施設の所有形態		BTO 方式
事業類型		サービス購入型
総事業費		-
民間事業者		橘建設グループ
選定事業者の業務内容		設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務
経緯	実施方針公表	2011（H23）年 12 月 01 日
	特定事業選定	2012（H24）年 01 月 19 日
	入札広告	02 月 09 日
	事業者決定	06 月 29 日
	契約締結	09 月 14 日
	供用開始	2015（H27）年 04 月 01 日
効果額	特定事業選定時 VFM	6%
	事業者決定時 VFM	-
ホームページ		http://www.town.shiwa.iwate.jp/cms/section/soumu/chousya.html

②その内容

紫波町新庁舎整備事業は、サービス購入型の BTO 方式となっている。事業主体は紫波町（岩手県）である。業務内容は、設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務から構成されている。維持管理期間は 2015(平成 27)年 4 月から 2030(平成 42)年 3 月の 15 年間となっている。

③効果額（特定事業選定時 VFM、事業者決定時 VFM）

特定事業選定時の VFM は 6%となっている。事業者決定時の VFM は不明である。

④公共サービスの向上

本事業を PFI 事業として実施する場合、「設計・建設及び維持管理の効率化」「長期的な視点に基づく維持管理の内容の向上」「リスク分担の明確化による安定した事業運営」の効果が期待できるとしている。

設計・建設及び維持管理の効率化は、「本施設の設計・建設及び維持管理業務を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び維持管理が実施されると期待できる。」としている。長期的な視点に基づく維持管理の内容の向上については、「長期的かつ包括的な委託を行うことにより、維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による維持管理内容の向上が期待できる。」としている。リスク分担の明確化による安定した事業運営については、「計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。」としている。

しかし、本事業はこのような PFI 事業だけでは測定できない効果を生み出している。本事業は「オガールプロジェクト」と呼ばれる事業の一環である点である。オガールプロジェクトは岩手県フットボールセンター（人工芝グラウンド等）、オガールプラザ（図書館等の官民複合施設）、オガールベース（ホテル、アリーナ等）、新庁舎を一体的に公民連携で整備するものである。岩手県フットボールセンターとオガールプラザは PPP、オガールベースは事業用定期借地権設定方式、そして新庁舎は PFI が PPP 手法として活用されている。事業主体も岩手県フットボールセンターは公益社団法人岩手県サッカー協会、オガールプラザはオガールプラザ株式会社、オガールベースはオガールベース株式

会社、新庁舎は紫波町となっている。

全ての施設の供与が開始された 2014(平成 26)年度には、情報交流館の来館者数は前年比 107%、紫波マルシェのレジ通過者数は前年比 105%、町情報交流館のスタジオ利用件数は前年比 106%、紫波マルシェの売上金額は前年比 106%という実績も確認できる。また、紫波中央駅半径 500m 圏内の人口を 2007 年 5 月と 2015 年 5 月で比較すると 398 人増になっている。このように適切な PPP 手法を選択して適用することで、効果的な公民連携のプロジェクトが形成されている³³。

(3) 当該領域における特徴と課題

庁舎と宿舎に区分される PFI 事業は、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できる余地は限られていると考えられる。実際に庁舎と宿舎は BTO 方式が 90%を超えており、最も高くなっている。

この点、今回取り上げた事例のように、民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できる余地が限られている事業でも、単独の PFI 事業ではなく適切な PPP 手法を組み合わせ一つのプロジェクトとすることでその効果は大きくなると考えられる。PFI は適用がなじまない事業もある。他方、現在は PFI 以外にも様々な PPP 手法がある。事業の性質に合わせて適切な PPP 手法を適用できれば、PFI 事業に対しても相乗効果が生まれると考えられる。

3.8 その他

(1) 当該領域における概要

「その他」の区分には複合施設、道の駅、その他の 3 種類があり、各種の複合施設や道の駅がある。2016(平成 28) 年 3 月 31 日現在、52 の事業件数があり、国が事業主体となっている事業が 7 件、地方公共団体による事業が 45 件となっている (10%、合計 527 事業) (内閣府(2016)p.4)。

(2) 事例 (千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業)

① 事業の概要

公共施設の管理者	千葉市 (千葉県)	
施設概要	所在地	千葉市中央区弁天町 332 番地
	敷地面積	3,293.38 m ²
	延床面積	-
	施設内容	公共複合施設 (消費生活センター、計量検査所、共同利用施設)、商業施設

		鉄筋コンクリート造3階
事業期間		30年
施設の所有形態		BOT方式（公共複合施設部分） BOO方式（商業施設部分）
事業類型		サービス購入型（公共複合施設部分） 独立採算型（商業施設部分）
総事業費		-
民間事業者		株式会社ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービス
選定事業者の業務内容		公共複合施設の設計・建設業務、維持管理・運營業務 特定計量器定期検査業務 民間事業施設の運營業務
経緯	実施方針公表	2000（H12）年03月24日
	特定事業選定	04月11日
	公募説明会開催	04月14日
	事業者決定	11月10日
	契約締結	2001（H13）年03月26日
	供用開始	2002（H14）年09月02日
効果額	特定事業選定時VFM	公共複合施設：8～29% （リスク調整を含まない財政負担額で評価） 特定計量器の定期検査業務：9%
	事業者決定時VFM	-
ホームページ		http://www8.cao.go.jp/pfi/project_documents2_01.html#project002

②事業内容

千葉県消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業は、消費者活動の拠点としての「消費生活センター」と、市民の消費生活における計量の適正化を図るために、事業者への指導及び消費者への計量思想の普及啓発の拠点としての「計量検査所」を、千葉市が公共複合施設として整備するにあたり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用するためにPFI事業方式を導入したものである。

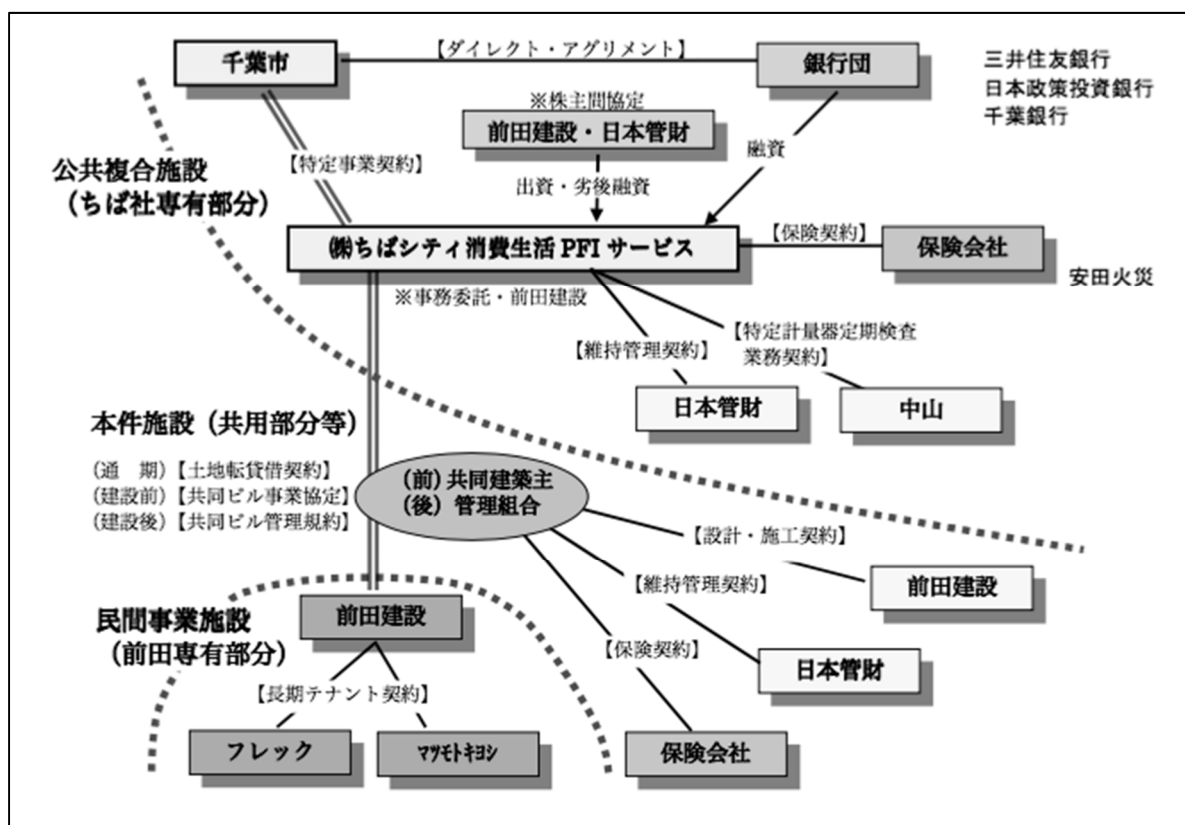
事業期間は30年間で、事業内容はPFI事業部分とPFI事業以外の部分に分かれる。PFI事業は、公共複合施設の設計及び建設、また完成後の所有及び運營業務、そして特定計量器定期検査業務である。PFI事業以外の部分は、PFI事業用

地における利用可能容積（最大容積から市の必要容積を除いた容積）を活用した商業施設（収益施設）の整備運営である。

千葉市は民間事業者が実施する公共複合施設の設計、建設及び運營業務への対価を、賃借料として事業期間にわたって支払うというサービス購入型の事業である。支払額は、民間事業者の設計、建設に係る初期投資に相当する部分（予め定められた金額）と、開業後の運営に係る部分（物価変動等を勘案して定められる金額）となる。また、特定計量器定期検査業務に係る部分については、市から委託料（物価変動等を勘案して定められる金額）として支払われることとなっている。PFI 事業以外の商業施設部分については、民間事業者の独立採算で行われる。

事業のスキームは下記の図表 10-12 となっている。民間事業者は、前田建設工業株式会社を代表とする株式会社ちばシティ消費生活ピーエフアイ・サービスである。

図表 10-12 事業スキーム



出所：民間資金等活用事業推進委員会（2001）p.2。

③ 効果額（定量的評価）

特定事業の選定時における定量的評価は、市が直接実施する場合と PFI 事業

として実施する場合における市の財再負担額（リスク調整費を含まない額）で算出し、比較している。比較の際の前提条件は下記の通りであり、その前提条件に基づいて算出した結果、（１）公共複合施設の建設・運用に係る部分については、PFI事業として実施する場合、市の財政負担額が約６％（ケース１）～２９％（ケース２）縮減され、（２）特定計量器定期検査業務については、約９％縮減され、より低い費用で公共サービスを提供することができるとなっている（千葉(2000b)）。

図表 10-13 定量的評価の前提条件

公共複合施設の設計、建設及び管理、運営事業		
区分	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
市の財再負担額	①設計費 ②建設費 ③維持管理費・修繕費 ④借入金の返済に要する費用	ケース１：公共複合施設のみ の場合 ケース２：民間事業施設が併 設される場合（利用可能容積を 最大に活用） ①契約までのアドバイザー費 用 ②賃借料として支払う費用の 総額 ③事業期間中のモニタリング 費用 ④事業期間終了時の公共複合 施設の譲渡に要する費用 ⑤事業者からの税収（市税） を調整
共通の条件	割引率 ４％ 事業期間 30年	
施設規模	2,500 m ²	創意工夫等を踏まえた提案に 基づく適切な施設規模を設定
設計・建設に関 する費用	①基本設計に基づき、市及び 同規模の公共施設等の実績並び に近年の物価水準等を勘案し建 設費を設定 ②施設規模を勘案し設計費を 設定	①市が直接実施する場合に比 べて、一定割合の縮減が実現す るものとして建設費を設定 ②設計費は建設費に含む。
管理・運営に関 する費用	市及び同規模の公共施設等の 実績等を勘案し、維持管理費及 び修繕費を設定	市が直接実施する場合に比べ て、一定割合の縮減が実現する ものとして維持管理費及び修繕 費を設定
資金調達に関 する費用	①一般財源 30% ②市債 70% ・20年（償還期間10年・1回 借換え）の元金均等償還 ・金利（現状の地方債発行に おける水準を勘案し設定）	①自己資金 30% ②政策投資銀行及び民間金融 機関 70%（実現可能性等を勘案 し償還条件を設定）
（参考） リスク調整費	PFI事業者に移転するリスク のうち、建設時を対象にリスク	

	調整費を試算	
特定計量器定期検査業務		
区分	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
事業期間	30 年	
検査個数	1,966 個 (1998 (平成 10) 年度実績)	
実施体制	職員 2 名 (常勤) 検査日数 約 100 日 (準備を含む) 内 集合検査 29 日、1273 件 所在地場所検査 37 日、693 件	①検査を実施する者の適切な配置 ②効率的かつ効果的な実施方法の採用 ・受検者のニーズへの的確な対応 ・受検者の負担軽減等の措置
財政負担額の主な内訳	①人件費 ②検査設備費 ③分銅等整備費 ④検査台帳管理費 ⑤研修費 ⑥車両費 ⑦事務所経費 ⑧その他 (旅費、印刷製本費、消耗品費等) ⑨定期検査手数料 (収入)	委託料として支払う内訳) ①指定期間検査機関の固定的費用 ②検査個数に応じた変動的費用 注 1) PFI 事業者の費用の費目は、市が直接する場合と同じ。 注 2) 定期検査手数料は市の収入とする

出所：千葉市(2000b)を参考に筆者作成。

④公共サービスの向上

特定事業の選定では、PFI 事業として実施することにより、ともに公共サービスの水準の向上を期待できるとしている。特に、特定計量器定期検査業務においては、「市が直接実施する場合には、定期検査技術の継承等が必要であるが、PFI 事業として実施することにより、事業期間中の安定的な検査技術の確保を図ることができる」としている (千葉市 2000b)。

⑤特徴や課題

民間事業者として PFI 事業を行っている前田建設工業株式会社は、千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業の特色を次のようにまとめている (民間資金等 2001、3 頁)。(1) PFI 導入については、①全庁的な PFI の正しい理解がすすみ、②“プレ実施方針 (事業概要書)”の事前公表により、民間企業アンケートの考え方を実施方針に効果的に反映された。また (2) 事業者選定・契約手続きについては、①2 段階選抜の採用と十分な提案準備期間・質問機会の確保、詳細な提案条件、評価方法の事前公表、外部専門家のみによる独立した審査委員会により、「総合評価方式一般競争入札」と同等以上の公正な選定手続きが行われた。②「条件規定書」を叩き台として規約交渉が可能

であり、「入札」方式では困難な、柔軟かつ官民対等な契約交渉が実現した。
③余剰容積の自由な活用の提案が可能であり、PFI 事業と収益事業のリスク分離を重視し、官民合築型 PFI における 1 つのモデル的な考え方を提示することができた。

結果として、「PFI 法施行後初の、本格的な PFI 事業として高い評価」を得ることができたとしている。

(3) 当該領域における特徴と課題

「その他」に区分される様々な形態の複合施設、道の駅などの事業は、PFI 事業として民間事業者の創意工夫・ノウハウを活用し、官民が連携して Win-Win の関係を築き、もっては市民（受益者）の利益につながるものが多いと思われる。特に、事例にみられるように、事業用地における利用可能容積の最大限活用して、民間事業者にとっても PFI 事業を通して収益を獲得する選択肢が増えるような事業に、PFI 事業方式を積極的に活用することが望まれる。

4 PFI に関わる会計処理

4.1 財務書類における PFI に関わる会計問題

公会計における PFI に関わる会計処理については、日本における現行の予算・決算制度を前提とするならば、問題は生じない。PFI に係わる収入と支出が生じた会計年度において、それぞれ歳入と歳出として処理すれば良いからである。

そこで PFI に関わる会計処理上の問題は、今後全国的に統一的な基準により作成される財務書類に大きく影響を与えるものである。換言するならば、発生主義の思考を導入した場合に、PFI に係わる事象をいかに会計処理するかが問題となる。そして PFI の会計処理の問題は、PFI がどのような類型を採用し、いかなる内容の契約に基づいているのかにより、その経済実態が相違すると考えられるため、会計処理も異なるものと考えられる。会計上は、PFI 事業者が公共施設等の建築や運営等を一括して行うとしても、その事業者が提供する公共サービスを公共側が購入する類型の場合と、その公共サービスの直接的な受益者がそのサービスの対価を負担することで独立採算とする類型に分けて整理することが有意であろう。後者の独立採算型の典型例が、運営権を設定するいわゆるコンセッション方式による PFI の類型である。以下においては、PFI をこれら 2 つに大きく分類して、会計処理を整理し、検討することにしたい。特にコ

ンセッション方式を採用した場合に、会計上の問題が生じるものと思われる。

4.2 公共側によるサービス購入型の場合

PFI 事業者が提供する公共サービスを公共側が購入する類型の場合、その公共施設等の建設等が PFI 事業者によってなされた後に、所有が公共側に移転するのか否か、また移転する場合にいつ移転するのかにより会計処理は相違する。またその公共施設等の運営や管理等により提供されるサービスに対する対価の支払についても別途、会計処理を行う必要が生じる。

(1) 公共施設等の建設等の対価に係る会計処理

公共施設等の建設等に係わる対価、厳密には、PFI 事業者が施工・建設等を行った公共施設等が提供するサービスに対する対価についての処理を整理したい。

① BTO 方式の場合

まず、PFI 事業者が、公共施設等を建設し、完工後直ちに公共側に所有が移転する場合（BTO 方式の場合）には、その公共施設等を公共側が購入する取引として処理することになる。仕訳で示すならば、次の処理となる。

【前提条件】公共施設等の建設代金の一部を前払いし、完工後直ちに公共側に所有権が移転。

・完工前に対価の一部を前払いしたとき

（借）建設仮勘定	×××	（貸）現金	×××
----------	-----	-------	-----

・完工後直ちに公共施設等が引き渡され、代金を全額支払ったとき

（借）公共施設等	×××	（貸）建設仮勘定	×××
		現金（残額）	×××

・公共施設等の利用期間

（借）減価償却費	×××	（貸）減価償却累計額	×××
----------	-----	------------	-----

なお、減価償却費の計算に用いられる耐用年数は、PFI とは独立して、その公共施設等の物質的減価と機能的減価を考慮して利用する予定の期間となることは自明であろう。

② BOT の場合

次に、公共施設等の完工後、PFI 事業者が所有し、その事業期間終了後にその公共施設等を公共側の所有とする場合（BOT の場合）は、その事業期間中は公共施設等を賃借していることになる。ただし、事業期間終了後には、その所有が移転することが契約に含まれていること、そのためその公共施設等に汎用

(2) 公共施設等の運営等によるサービスの対価に係る会計処理

PFI 事業者が、自らが建設した公共施設等の管理や運営等により提供するサービスの対価については、そのサービスを受けた会計年度の費用として処理することが合理的である。すなわち、そのサービスの提供を受けた会計年度に支払いが行われていれば、支出と費用の期間帰属が一致するが、そのサービスの提供を受けた会計年度に支払いが行われなければ、未払金が計上されることになる。

(3) 会計上の課題

① リース会計基準の準用の適否

公共側によるサービス購入型の場合に、会計上の重要な課題となると考えられるのが、公共側に公共施設等の所有権が移転していない状態を前提とした場合に、公共施設等が提供するサービス、たとえば体育館であれば各種スポーツ等を行うことができる空間の提供、公民館であれば市民による文化活動に際して必要な空間の提供など、その使用によりサービスを得ることができるという事象を、リース取引と同様に捉えるのか否かである。

リース取引とは、「特定の物件の所有者たる貸手（レッサー）が、当該物件の借手（レシー）に対し、合意された期間（リース期間）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引」（「リース取引に関する会計基準」（以下、リース会計基準）par.4 参照）を指す。そして現行の企業会計基準によれば、リース取引がファイナンス・リース取引に該当する場合には、売買処理が求められ、それ以外（オペレーティング・リース取引）の場合は賃貸借処理が求められている。すなわち、ファイナンス・リース取引の場合は、借手側が所有権を有していないにもかかわらず、そのリース物件について貸借対照表上に資産計上することが求められる。

ファイナンス・リース取引とは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずる取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（リース物件）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなる取引」（リース会計基準 par.5）とされています。すなわち、解約不能要件とフルペイアウト要件の2つを充たした場合に、ファイナンス・リース取引と判断される³⁴。すなわち、もし PFI をリース会計基準に照らし合わせて会計処理を行おうとするならば、最終的に所有権が移転するか否かは問題にはならない。そこで、BOT 方式や BOO 方式の

場合に、リース会計基準におけるレシーの会計処理を準用するのかが問題となる。換言するならば、PFI においてリース会計基準が対象とする取引に該当するものがあるのか、さらにはファイナンス・リース取引に該当するものがあるのかという内容であろう。

ここで考慮されなければならないのは、フルペイアウト要件であり、所有権が移転していないとしても、その公共施設等の所有に伴うリスクが実質的に公共側に移転しているのか否かである。公共施設等に関するリスク要素としては、一般的事例では、次の事項が示されている。

- 「(1) 需要の変動
- (2) 第三者利用の可能性
- (3) 施設の特性の決定者
- (4) 目標未達成または利用不能の場合のペナルティー
- (5) 関連費用の変動
- (6) 陳腐化・技術進歩
- (7) 残存価額の変動
- (8) 天災等の不可抗力」 (公認会計士協会(2003)par.15)

こうしたリスク要素の存在を踏まえるならば、PFI 事業の一環として公共施設等の施工や建設だけを切り離して、公共側がそれらリスクを負担して、あたかも公共施設等を割賦購入したと考えることができる場合は、極めて希ではないかと思われる。割賦購入と同様の場合は、PFI 事業というよりかはむしろ PFI 事業者が公共施設等の建設の個別発注をしたとみなすことに他ならないからである。リース会計基準が対象とする取引に該当するには、公共施設等を使用収益する権利が公共側にあることが前提となる。使用収益は、その物を直接に利用や使用して利益ないしは便益を得ることであり、使用収益する権利が認められるには、その物を直接に支配する権利である物権を有していることを含意する。PFI が、リース会計基準が対象とする取引に該当するのかわについては、議論の余地があると思われる。

② 公共施設等の建設等に係るサービスの対価とその管理・運営等に係るサービスの対価を明確に区分されていない場合

BOT 方式や BOO 方式が採用されている場合で、その公共施設等の運営や管理等に係わるサービスについて、公共施設等の建設等（公共施設等が提供するサービス）に係わる対価とその運営等（PFI 事業者がその運営や管理等により提供するサービス）に係わる対価が明確に区別されていないときにも、会計上の課題が生じる。

契約上、両者が区別されておらず、また合理的に両者を区別することができない場合には、基本的には、両者のサービスが一体として提供されることを前提としていると考えられる。そのため、こうした場合には、明確に区別されることなく支払われる対価については、そのサービスが提供された会計年度に費用として処理されることになるであろう。しかし、両者を合理的に区別することが可能であり、かつ公共施設等の建設等の対価について資産計上する必要があると考えられるのであれば、両者を区分して会計処理することとなる。いずれにせよ、PFIに関する契約の内容に大きく依存することになる。

4.3 PFI事業者による独立採算型～コンセッション方式の場合～

(1) 公共施設等の運営権等

独立採算型のPFIとは、既述のとおり、自ら調達した資金により公共施設等の設計や建設、その維持管理や運営等を行い、それらのコストを、その公共施設等を利用する直接受益者からの料金収入等により回収する類型である。その典型例が、公共施設等の運営権を利用したコンセッション方式である。その基本的なスキームは、図表10-2として示したとおりである。そこで、ここではコンセッション方式を採用した場合のPFI会計の課題を検討することにした。なお公共側がサービス提供に対して料金を支払うことはないが、公共施設等の補修等について公共側が一部負担する、あるいは用地等は無償で貸与することもあるが、ここではそうしたサービス購入型と独立採算型の混合型は考慮せず、独立採算型としてのコンセッション方式を前提とする。

この運営権を利用したコンセッション方式は、2011年のPFI法改正により日本に導入されたものである。独立採算型であるため、PFI法では、対象となる公共施設等についてはその利用に係る料金（利用料金）を徴収するものに限られている（第2条）。そしてが、ここにいう「運営権」は、公共施設等の運営事業を行う権利であるが、公共側が所有する公共施設等であって、PFI事業者がその運営等を行って、その利用料金を自らの収入として収受することができる権利にはほかならない。したがってコンセッション方式は、典型的にはBOT方式を採る。そして運営権は、「財産権（みなし物権）として認められており、その譲渡、抵当権の設定、税法上の減価償却が可能とされている」（公共施設等運営権に係る会計処理方法に関するPT(2013)p.5）。そのため、公共施設等の建設に多額の資金が必要となる場合が多いと考えられるが、PFI事業者は運営権に抵当権を設定して資金調達することが可能となっている。

この運営権の法的性質としては、公共側による継続的な支配や転貸を含まない権利であることが説明されている（公共施設等運営権に係る会計処理方法に

関する PT(2013)p.5)³⁵。公共側による継続的な支配とは、公共施設等運営事業について公共側がサービスについて一定の水準を要求したり、利用料金に対する規制が存在していたりすることから、公共側による継続的な指導監督が存在し、また災害等の不可抗力事象により事業の継続が困難となった場合には、公共側による介入や復旧等が行われることなどがあるため、運営権が PFI 事業者の自由裁量により公共施設等を排他的独占的に使用することを認めたものではないことを指している。また転貸の権利を含まないことは、この運営権を権原としてその公共施設等を第三者（たとえばテナント入居者等）に貸し付けることができないことを意味している。ただし運営権に係る契約とは別に、賃貸借契約等を締結することで、公共施設等を第三者に貸し付けることは可能となる。

そして公共側は、運営権を PFI 事業者に設定することで、その対価（運営権対価）を受け取ることになる。この運営権対価は、「運営権が設定されることによって運営権者が将来得られるであろうと見込む事業収入から事業の実施に要する支出を控除したものを現在価値に割り戻したもの（利益）を基本とし、各事業のリスクや優位性等を火難した対価の引下げ、上乘せ等による調整を行った金額などの合理的な手法により算定されることが考えられる」（公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT(2013)p.6）との説明がなされている。ただし運営権対価は、公共側と PFI 事業者とのあいだの合意に基づいて決定されるものであり、状況によってはゼロの場合もありうる。なお、運営権対価は一括に受け取る場合もあれば、分割で受け取る場合もある。以下においては、コセッション方式を前提として、会計上基本的な課題となると考えられる運営権対価に係わる会計処理、事業期間中に行われる新設や修繕、補修等に係る会計処理、さらにはプロフィット・シェアリングの会計処理について検討を行うことにしたい。

（２）運営権対価の会計処理

運営権対価は、公共施設等運営事業の期間にわたって、民間の PFI 事業者が公共施設等の運営事業を行う権利を付与することに対して、受け取るものである。そして公共側の責任に帰する事由により、事業期間中に運営権を取消す場合には、公共側はその残余期間に相応する運営権対価相当額について、補償することになる（内閣府(2015)p.34）。すなわち、受け取った運営権対価については、公共帰責による運営権取り消しの場合には、実質的に残余期間に相応する運営権対価の返還義務が存在すると考えられる。

そこで、受け取った運営権対価については、受け取った時期に拘わらず、公

(借) 公共施設等 ××× (貸) 繰延運営権対価 ×××
・ 毎会計年度 (残余事業年度)

(借) 繰延運営権対価 ××× (貸) 受取運営権対価 ×××

もし、新たな公共施設等の建設に要する資金の一部を、公共側が負担する場合には、運営権対価は、公共施設等の価額からその負担額相当額を控除した金額となる。

また既存の公共施設等について、PFI 事業者が維持管理 (公共施設等の更新を含む) のために支出した場合で、その支出が収益的支出と考えられるときは、公共側ではなんらの処理も要しない。しかし資本的支出と考えられる場合には、公共施設等の新築の場合と同様の会計処理が必要となると考えられる。資本的支出と考えられるものとしては、その公共施設等の使用可能期間を延長する修繕のための支出、あるいは価値を向上させると考えられる修繕のための支出等が該当する。

なお公共側では、新たに公共施設等として資産計上されたものについては、その利用開始以後に、運営事業の残余期間に関わりなく、その耐用年数と残存価額を見積もって減価償却を行うことになる。

(4) プロフィット・シェアリング

プロフィット・シェアリングとは、運営事業により各会計年度の利益ないしは収益が運営権対価を決定した際に想定されていた金額を上回った場合に、その超過額について一定割合ないしは一定額を、PFI 事業者が公共側に金銭を支払う仕組みを指す。既述の PFI の具体的な事例からも明らかのように、一般に PFI の事業期間は、20 年から 30 年というようになりかなり長期に及ぶ。そのため、運営権対価の付与のときには、予測できなかった状況や事象が生じることが考えられる。また公共施設等の利用により、多大なる利益を獲得するという状況が公共の視点からした場合に、好ましくないと考えられる場合もありうる。そこで、もし想定を上回る利益ないしは収益が獲得される場合には、公共側にその一部を還元することを契約に含めることがありうる。

なおコンセッション方式による PFI の場合、PFI 事業者がその公共施設等の運営事業による収益の増減等のリスクを負担しているため、儲けを得ることなく損失を被ることとなっても公共側で何らかの補償をするものではない。その一方で、一定の利益や収益を上回る場合には、その超過分の一部を公共側に支払うことを求めるというプロフィット・シェアリング条項を契約に含めることは、非対称の取り扱いを行うこととなり、PFI 事業者のその事業に対するインセンティブを阻害する可能性がありうる。そのため、プロフィット・シェアリ

ングを発動に余裕を持たせる措置や、公共側のシェアリング割合を PFI 事業者の事業へのインセンティブを減じさせない程度に止める等と措置が講ぜられる場合もある。

こうしたプロフィット・シェアリングについては、その性格をどのように捉えるのかが、会計処理にも影響を与えると考えられる。プロフィット・シェアリングの性格を、将来の会計年度に生じた環境制約の変化や事象に起因して、行われるものであると捉えるならば、プロフィット・シェアリングの措置が取られた将来の会計年度に帰属する収益であると理解することになる。いわば、想定を上回る利益ないしは収益は、一種の異常な利益ないしは収益であると捉える考え方である。

それに対して、プロフィット・シェアリングを運営権対価の修正と捉える考え方とありうる。この考え方は、運営権の金額決定にあたっては、かなり長期の将来予測を行うことになる。そのため、予測できなかった事象により、予測を上回る利益を PFI 事業者が獲得する場合があります。すなわち、プロフィット・シェアリングに、運営権対価の金額が少なかった場合に、公共側の損失を埋め合わせる効果を認めるものである。こうした考え方に基づくならば、プロフィット・シェアリングにより受け取る金額は、運営権対価の修正として処理されることになる。経過した事業期間に相当する部分は過年度損益修正項目として処理され、未経過の事業年度に相当する部分はその後の時の経過にしたがって収益認識されることになる。

(4) 会計上の課題

①リース取引との相違

コンセッション方式の PFI については、そのスキームに依存することにはなるが、次の諸点についてリース取引とは異なることが指摘されている。

- 「イ) 運営権者 (PFI 事業者…筆者) は公共施設等を運営する権利を有する一方、業務要求水準書等に規定された要求水準を順守する義務や管理者等 (公共側…筆者) への報告義務等を負い、管理者等は、運営権者が行う運営に対して、事業期間中、継続的なモニタリングや指導・監督等の一定の統制を行う点。
- ロ) 運営権者が自ら新規投資を行った施設部分についても所有権は管理者等にある点。
- ハ) 個別法に料金に関する規定がある場合は、運営権者は当該規定に従い所定の手続きを行った上で料金を決定し、規定がない場合は管理者等により実施方針において定められた利用料金に関する事項を踏まえ、PFI

法第 10 条の 10 第 2 項の規定に従って、運営権者はあらかじめ利用料金を管理者等に届け出なければならず、管理者等が利用料金に関する規制を行う点。

- ニ) PFI 法及び運営事業に係る個別法において運営権の管理者等による移転の許可や公益上の理由等による取消し等の規定により、運営権者の運営に制約が課せられている点。」

(公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT(2013)p.13)

こうした指摘は、契約内容により変化するものの、基本的にコンセッション方式による PFI が、リース取引とは相違するため、リース会計基準の適用を行うことを否定する考え方に立脚している。今後、コンセッション方式による PFI が促進され、様々な事例、換言するならば様々なスキーム、様々な契約内容が蓄積されていくことで、より一般化できるものと考えられる。

② その他残された諸課題

コンセッション方式による PFI については、その事業期間が長期に及ぶため、物価変動に対応する条項や金利変動に対応する条項を契約に含める場合が考えられる。こうした条項に係わって公共側が金銭を受け取る場合にも、プロフィット・シェアリングの場合と同様の会計上の課題が残ることになる。

また運営事業開始後に、PFI 事業者側の帰責とならない大きな環境制約の変化が生じたために、運営権対価の見直しを行うことも考えられる。この見直しにより大幅な運営権対価の減額が決定された場合に、公共側で資産である公共施設等について減損処理の問題も生じうると思われる。

PFI に係わる契約にいかなる条項が含まれるのかにより、会計上もまた課題が生じることになる。

5 むすび

地方自治体の行財政の効率化を向上させるために、PFI が果たす役割は大きいものと考えられる。特に社会的インフラの整備において、PFI を導入することで部分的であるにせよ、長期的な計画に基づいた予算を実質的に編成することが可能になると思われる。そのためには、どのような領域において、またどのような事業について PFI の導入が適切であるのかが把握される必要がある。したがって固定資産台帳の整備は、PFI の促進に寄与するものと期待される。

またこの度の統一的な基準によって、地方自治体の財務書類が作成されることにより、発生主義の思考を援用した一定の共通性のある会計情報が作成されることが見込まれる。PFI の効果が、財務書類に反映されることで、他の地方自治体における PFI の規模等も把握しやすくなるであろう。

しかし PFI については、必ずしも成功するとは限らない。成功することは、公共側が従来の方式で行政サービスを自らが提供するか、もしくは個別にアウトソーシングするかした場合に比して、VFM があることをいう。そのため、PFI をある特定の事業に導入することを決定するときに算定された VFM に加えて、その事業の途中あるいは終了後に結果（事実）としての VFM を改めて算定し、PFI の成否の確認を行うことが必要であろう。このことは、PFI 導入に際しての VFM の算定の精度を向上させることにもつながると思われる。

また PFI については、様々な類型や様々な事業があり、その契約内容も多様性が認められる。それぞれの事業分野ごとに、いかなる類型、いかなる契約内容の PFI が適合するののかについては、今後、増えるであろう事例の研究の重要性を認めるものである。PFI に関する会計処理についても、事例が多くなることで、より一般化された議論が可能となるとと思われる。

注

¹ プロジェクト・ファイナンスとは、端的には、その事業（プロジェクト）から生み出されるキャッシュ・フローを返済財源として資金調達を行うことを指す。PFI に関連して、より限定的に、「プロジェクトから生み出されるキャッシュ・フローを返済財源として、プロジェクトへの利用に資金用途を限定して、プロジェクトを行うことのみを目的とする会社に対して行われる融資」と定義される場合もみられる（杉本監修（2012）p. 287）。

² これらは、「新成長戦略」（2010年6月18日閣議決定）の「21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」の柱の一つである「14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進」に基づくものである。ここでは、「・・・PFI 制度にコンセッション方式を導入し、既存の法制度（いわゆる公物管理法）の特例を設けることにより公物管理権の民間への部分開放を進める。あわせて、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実など、PFI 制度の拡充を2011年に行う。これにより、PFI 事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上）の拡大を目指す。」とされている。

³ 公共側のメリットは、事業主体から対価を徴収することによる、施設収入の早期回収を実現、事業収支及びマーケットリスクの公的主体から事業者への移転。事業者側のメリットは、運営権を独立した財産権とすることで、抵当権の設定等が可能、資金調達の円滑化、自由度の高い事業運営が可能、運営権の取得に要した費用の減価償却が可能。金融機関・投資家のメリットは、運営権

への抵当権設定が可能、金融機関の担保が安定化、運営権が譲渡可能となることによる投資家の投資リスクの低下。施設利用者側のメリットは、事業者による自由度の高い運営が可能となることによる、利用者ニーズを反映した質の高い公共サービスの提供(内閣府民間資金等活用事業推進室(2011)p.39)。

⁴ 基本方針は、当初2013年9月20日に閣議決定され、2015年12月18日に変更が加えられた。

⁵ アクションプランは2013年6月6日に民間資金等活用事業推進会議決定として公表されたものである。その後、当アクションプラン策定後の事業規模の達成状況や施策の取組状況をフォローアップすることにより、事業規模目標を見直すとともに新たな課題に対する施策を充実させ、さらに、新たな成長分野へのコンセッション事業の活用拡大を図るべく、これを見直し、2016年5月18日に新たなプランが公表された(内閣府民間資金等活用事業推進会議(2016))。

⁶ 内閣府(2014)pp.45-46では、「いわゆる独立採算型」という記載をしている。これは独立採算とされるものの中に、公共部門により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われるものがあるため、「独立採算型」と呼称するのは適切ではないという考えによる。

⁷ 選定事業者とは、特定事業を実施する民間事業者である(PFI法第8条2)。

⁸ 適切な調整とは、民間事業者からの税収その他の収入が見込まれる場合、PSCからその額を減じること(内閣府(2008)p.61)。

⁹ 適切な調整とは、当該公共施設の管理者の財政負担によって財政上・金融上の支援が見込まれる場合や民間事業者からの税収その他の収入が見込まれる場合、PFI-LCCからその額を減じること(内閣府(2008)p.61)。

¹⁰ コスト削減要因については、閣議決定(2015)p.1、厚生労働省健康局水道課(2014)資料編 pp.12-13、印西地区環境整備事業組合(2010)参照のこと。

¹¹ なお、特定事業者選定段階においては、入札参加者の資格を定め(自治法施行令第167条4～第167条5の2)、総合評価方式を採用し(自治法施行令第167条10の2)、請負契約については最低価格制度を設け、あるいは最低価格の入札者以外の者を落札者とする(自治法施行令第167条10)ことができないため、必ずしもVFMだけに着目した選定になっているわけではない(橋本(2015)p.45)。

¹² 理由を示している場合でも「一括発注・性能発注により事業者の創意工夫が見込める」という理由を示しているのみである(総務省(2006)p.4)。例えば、調布市の調布小学校のPFI事業におけるPFI-LCCの算定においては、PFIの維持管理などはPSCの9割掛けで算定されており、その理由としては一括発注等による削減効果期待とある(建設政策研究所(2002)p.123)。

¹³ 内閣府は、PFIに関する情報を収集し整理した『PFIアニュアルレポート』を平成17年度版から21年度版まで公表し、その中でPFI事業を8区分27種類に分類し分析を行っていた。現在、当該レポートは公表されていないが、内閣府の資料等には引き続きこの分類が用いられている。

¹⁴ 内閣府 民間資金等活用事業推進室(PFI推進室)(2016)「PFI事業の実施方針等公表資料を掲載しているWEBページのURLリンク一覧」を参照。
http://www8.cao.go.jp/pfi/pfizigyo_url_270930.pdf

¹⁵ 「南部学校給食センター建替整備等事業(1)(～H20年度)」HPを参照。

http://www.city.shizuoka.jp/000_006128.html

¹⁶ 事業者選定審査会(2008)「静岡市立南部学校給食センター建替整備等事

業審査講評」1頁参照。

¹⁷ 「豊橋市芸術文化交流施設整備等事業（PFI）」HPを参照。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/8342.htm>

¹⁸ 狭山市（2012）「狭山市立堀兼学校給食センター更新事業基本計画」7頁。

¹⁹ 総務省（2016）「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成28年5月改訂）：財務書類等の活用の手引き」8頁参照。

²⁰ 現在、高松空港が2018（平成30）年度からの運営委託に向けて手続きを開始しているほか、福岡空港、広島空港も検討を行っている。また愛知県道路公社においても施設権等運営権方式が導入され、2016（平成28）年8月頃に実施契約の締結、10月頃からの事業開始に向けた作業が行われている。

²¹ 内閣府「PFIの現状について」（平成28年5月）。

²² 内閣府「PFI事業の実施状況について」（平成26年6月）。

²³ 「海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業」HPを参照。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6573/p19070.html>

²⁴ 内閣府はPFIの効果として、1) 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、2) 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革、3) 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること、を挙げている。このうち、1) については、PFI事業では、①民間事業者の経営上のノウハウや技術的能力を活用できる、②事業コストの削減が期待できる、としている。http://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_kouka.html

²⁵ 内閣府「PFI事業導入の手引き」

http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/kiso/kiso04_01.html

²⁶ 内閣府「PFI事業の実施状況について」（平成26年6月）。

²⁷ 内閣府「PFIの現状について」（平成28年5月）。

²⁸ 内閣府「PFI事業の実施状況について」（平成26年6月）。

²⁹ 「警察本部新庁舎建設」HPを参照。

https://www.police.pref.chiba.jp/publicity/new_building/

³⁰ 内閣府「PFIの現状について」（平成28年5月）。

³¹ 内閣府「PFI事業の実施状況について」（平成26年6月）。

³² 「新庁舎整備事業」HPを参照。

<http://www.town.shiwa.iwate.jp/cms/section/soumu/chousya.html>

³³ 日本生産性本部主催「第6回自治体トップマネジメントセミナー」熊谷町長講演資料。

³⁴ ファイナンス・リース取引の要件及び判定基準について詳しくは、次の文献を参照していただきたい。佐藤(2015)pp.93-95。

³⁵ 公共側がPFI事業者に公共施設等運営権を設定する行為は、「行政の設権行為（講学上の特許）」として説明されている（杉本監修(2012)p.262）。

参考文献

- ・ IASB(2006), IFRIC Interpretation 12 "Service Concession Arrangements," (November 2006).
- ・ IFAC・IPSASB(2011), IPSAS 32 "Service Concession Arrangements :Grantor," (October 2011).
- ・ Jones, Rowan, Maurice Pendlebury(2000), *Public Sector Accounting* 5th ed.,

Harlow, et.al; Prentice Hall.

- ・ 印西地区環境整備事業組合(2010)『ごみ処理施設新設に関する検討委員会資料(平成 22 年度)』
- ・ 閣議決定(2010)『新成長戦略』(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)
- ・ 閣議決定(2012)『民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針』(平成 24 年 3 月 27 日閣議決定)
- ・ 閣議決定(2013)『民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針』(平成 25 年 9 月 20 日閣議決定)
- ・ 閣議決定(2015)『民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針』(平成 27 年 12 月 18 日閣議決定)
- ・ 閣議決定(2016)『経済財政運営と改革の基本方針 2016～60 兆円経済への道筋～』(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)
- ・ 神奈川県・県有施設の整備に係る PFI 検証委員会(2012)「県有施設における PFI 導入に係る効果等に関する検証結果について」(平成 24 年 4 月)。
- ・ 企業会計基準委員会(2007)企業会計基準第号「リース取引に関する会計基準」(最終改正 2007 年 3 月 30 日)。
- ・ 建設政策研究所(2002)『検証・日本版 PFI』自治体研究社。
- ・ 厚生労働省健康局水道課(2014)『水道事業における官民連携に関する手引き』
- ・ 神戸市産業振興局(2000)「神戸市摩耶ロッジ整備等事業 募集要項」
(http://www8.cao.go.jp/pfi/120807_2.pdf)
- ・ 神戸市(2000)「神戸市摩耶ロッジ整備等事業 特定事業の選定について」
(http://www8.cao.go.jp/pfi/120807_1.pdf)
- ・ 公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT(2013)「公共施設等運営権に係る会計処理方法に関する PT 研究報告(中間とりまとめ)」(2013 年 9 月 6 日)。(http://www8.cao.go.jp/pfi/pt_houkoku.pdf)
- ・ 佐藤信彦(2015)「リース」佐藤信彦、河崎照行、齋藤真哉、柴健次、高須教夫、松本敏史編著『スタンダードテキスト 財務会計論 II 応用論点編 第 9 版』中央経済社、pp.89-113。
- ・ 清水洋一郎(執筆年不明)「観光 PFI の現状と課題」(ビジターズインダストリー研究所、VII レポート) (<http://www.visitors.jp/vll/shimizu.pdf>)
- ・ 杉並区(2002a)「杉並区新型ケアハウス整備等事業の実施方針」
(http://www.city.suginami.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/013/540/sinkeahausuhosin.pdf)
- ・ 杉並区(2002b)「特定事業(杉並区新型ケアハウス整備等事業)の選定につ

いて」

(http://www.city.suginami.tokyo.jp/res/projects/default_project/page/001/013/540/tkshykeka.pdf)

- ・ 杉本幸孝監修、内藤滋、宮崎圭生、幸田浩明編著(2012)『PFIの法務と実務(第2版)』一般財団法人金融財政事情研究会。
- ・ 泉南市 PFI 研究会(2004)「泉南市 PFI 研究会報告書」。
(<http://www.city.sennan.lg.jp/shisei/plan/1458795185244.html>)
- ・ 総務省(2015)『公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』。
- ・ 総務省(2014)『統一的な基準による地方公会計マニュアル-財務書類等活用の手引き』。
- ・ 総務省(2006)『PFI 事業に関する政策評価—効果の把握結果—』。
- ・ 総務省地域力創造グループ地域振興室(2011)『地方公共団体における PFI 実施状況調査報告書』。
- ・ 地域ケア政策ネットワーク(2002)「新型ケアハウス整備・運営事業のための PFI 導入マニュアル」。
(<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb05Kaig.nsf/vKaigoHokenKanren/e568578c049c95cf49256b5e00317015?OpenDocument>)
- ・ 千葉市(2000a)「千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業実施方針」。(http://www8.cao.go.jp/pfi/02_12100_120324_1_01.html)
- ・ 千葉市(2000b)「千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業特定事業の選定について」。
(http://www8.cao.go.jp/pfi/02_12100_120411_2_01.html)
- ・ 千葉市市民局生活文化部(2000)「千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業(千葉市版 PFI 事業)募集要項」。
(http://www8.cao.go.jp/pfi/02_12100_120413_3_01.html)
- ・ 内閣府(2005)『地方公共団体における PFI 事業導入の手引き』。
- ・ 内閣府(2007)『PFI 事業実施プロセスに関するガイドラン』。
- ・ 内閣府(2008)『VMF(Value for Money)に関するガイドラン』。
- ・ 内閣府(2010)「PFI に関する年次報告(平成 21 年度)」
(<http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/annual2101.pdf>、
<http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/annual2102.pdf>、
<http://www8.cao.go.jp/pfi/pdf/annual2103.pdf>)
- ・ 内閣府(2013)『公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』。

- ・ 内閣府(2015)『公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン』。
- ・ 内閣府(2014)『PFI 事業の実施状況について』。
- ・ 内閣府(2016)「PFI の現状について」。
(http://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_genjyou.pdf)
- ・ 内閣府民間資金等活用事業推進委員会(2001)「前田建設工業株式会社提出資料」(第 18 回合同部会)。
(http://www8.cao.go.jp/pfi/shiryo_b_18_2.pdf)
- ・ 内閣府民間資金等活用事業推進会議(2015)『多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針』(2015 年 12 月 15 日)。
- ・ 内閣府民間資金等活用事業推進会議(2016)『PPP/PFI 推進アクションプラン』(2016 年 5 月 18 日)。
- ・ 内閣府民間資金等活用事業推進室(2005)『地方公共団体における PFI 事業導入の手引』Q13。
(http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/kiso/kiso13_01.html) (2016/07/04 アクセス)
- ・ 内閣府民間資金等活用事業推進室(2011)『PFI 法改正法に関する説明会』。
(<http://www8.cao.go.jp/pfi/setumeikaisiryou/setumeikaisiryou.pdf>) (2016/07/04 アクセス)
- ・ 内閣府民間資金等活用事業推進室(2016)『PFI の現状について』(2016 年 5 月)。
- ・ 日本公認会計士協会(2003)、公会計委員会研究報告第 8 号『独立行政法人における PFI に係わる会計処理』。
- ・ 橋本勇(2015)『自治体財務の実務と理論－違法・不当といわれなかったために』ぎょうせい。
- ・ 夕張市(2010a)「夕張市上水道第 8 期拡張事業 PFI 実施方針」。
(<http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/suido/pdf/pfihenko.pdf>)
- ・ 夕張市(2010b)「夕張市上水道第 8 期拡張事業に係る PFI 事業 特定事業の選定」。
(<http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/suido/pdf/pfisentei.pdf>)
- ・ 夕張市建設課(2010)「夕張市上水道第 8 期拡張事業 事業計画書【概要版】」。
(<http://www.city.yubari.lg.jp/contents/municipal/suido/pdf/pfigaiyo2.pdf>)

《担当箇所》

齋藤真哉	(1、4、5)
石津寿恵	(2)
遠藤尚秀	(3.1)
尾上選哉	(3.2、3.3、3.4、3.8)
佐藤亨	(3.5、3.6、3.7)